

14.5-17イ



1200501211425

滿洲に於ける糧棧
— 華商穀物問屋の研究 —

滿鐵調査課



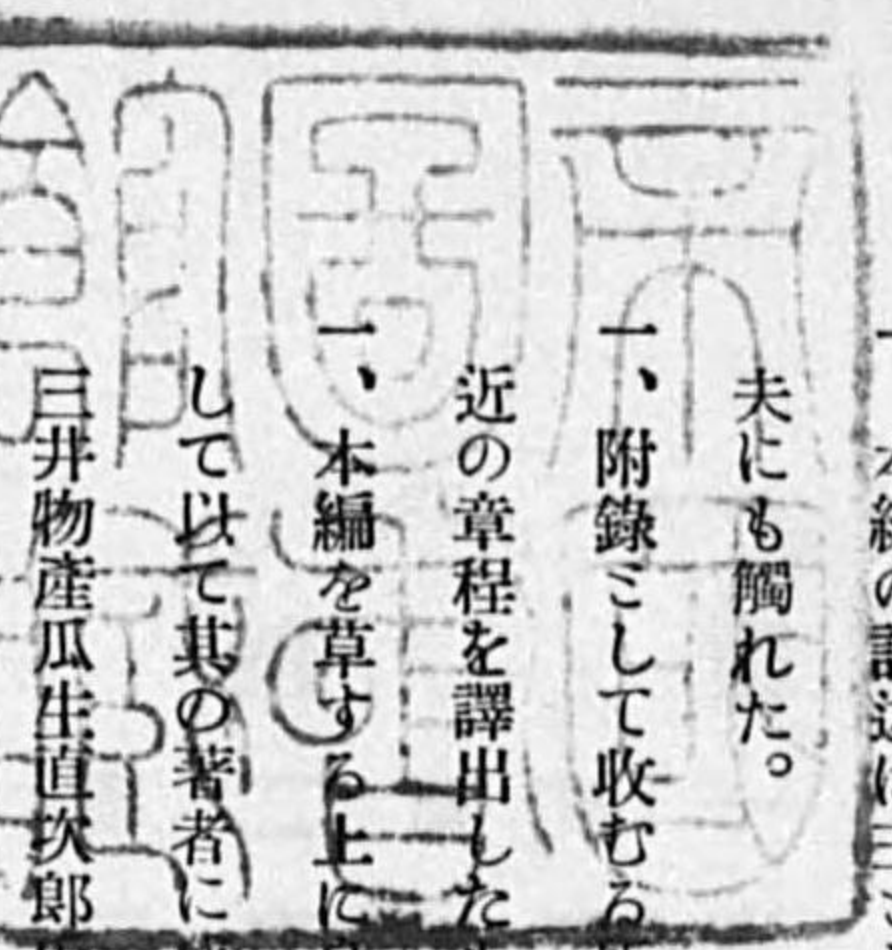
始



凡例

一、糧棧は之を一口に言へば、穀物問屋とも稱す可きであらう。本編は右糧棧の本質、組織、職能等を闡明せん爲の
ものであるが、同時に又滿洲に於ける配給市場組織研究上の一資料でもある。

一、本編の記述は主として南滿に於ける糧棧を対象として進めたものではあるが、特異なる點に就ては北滿に於ける
夫にも觸れた。



一、附録として收むる所の「主要各地糧業交易章程」は該地方取引慣習窺知の一端にも資せんとして、集め得たる最
近の章程を譯出したものである。或は一、二誤譯なきを保し難いが他日の補正を俟つて完成せんを欲し
一、本編を草する上に参考せる文献は其都度又は章末に別記したもの及び向井鹿松教授「配給市場組織」である。記
して以て其の著者に感謝するに共に、實際に指教の勞を厭はれなかつた各地糧棧の經理及び長春協和棧後藤愛氏、
巨井物産瓜生直次郎氏等に深謝の意を表す。

一、本編の擔當者 齋藤征生

昭和五年十二月十五日

凡例

滿鐵調査課

發行所寄贈本



滿洲に於ける糧棧

目次

第一章 糧棧の意義及び沿革的考察	一
第一節 糧棧の意義	一
第二節 糧棧の沿革的考察	二
第二章 穀物配給市場に於ける糧棧の地位	八
第一節 滿洲經濟界に於ける穀物及同製品の地位	八
第二節 穀物配給市場に於ける糧棧の地位	一〇
第三章 糧棧の組織	一三
第一節 緒言	一三
第二節 内部組織	一四

目次

一

發行所 青島本

一、經營形體及び資本金……………二四

二、従事員及び職掌……………二七

三、收支決算及び利益分配方法……………三二

四、内部組織に於ける近來の傾向……………三七

第三節 外部組織……………三八

第四章 糧棧の職能……………三三

第一節 蒐集職能……………三三

一、概説……………三三

二、農民及び地方糧棧よりの買入(直接又は上位蒐集組織よりの蒐集)……………三三

三、輸出業者其他への賣却(下位蒐集組織又は仲商組織への譲渡)……………三四

第二節 貯藏職能……………三四

一、概説……………三四

二、保管の場所……………三七

三、保管方法……………四九

四、保管料……………五五

五、囤積と混合保管との比較……………五六

第三節 金融職能……………五七

一、概説……………五七

二、地方農民への貸出(糧棧の授信行爲)……………五八

三、糧棧の資金調達(糧棧の受信行爲)……………六〇

第四節 分散職能其他……………七一

第五章 近代に於ける直接配給運動と糧棧……………四

第一節 緒言……………四

第二節 糧棧排除不可能論……………七五

附錄 主要各地糧業交易章程

- 一、開原……………一
- 二、四平街……………一
- 三、長春……………二
- 四、山城鎮……………二
- 五、海龍……………二七
- 六、哈爾濱……………二
- 七、安達……………三



滿洲に於ける糧棧

第一章 糧棧の意義及び沿革的考察

第一節 糧棧の意義

糧棧は又糧行、糧房及び糧店とも稱せられ、所謂穀物問屋の謂である。其の字義に就いて見るに糧は穀物を意味し棧は貨物又は旅客を保管滞在せしめる場所を意味する。貨物保管業を貨棧と稱し、旅館業を客棧と稱する所以である即ち糧棧を其の文字通りに解釋するならば、穀物保管業又は穀物倉庫業とも言ふべきであらう。之蓋し糧棧の行ふ諸職能中貯藏職能即ち保管業が外観上最も顯著に看取せられたる結果に依るものと思はれる。然し乍ら糧棧の本質を究め、其の職能を明かにするならば「商貨を屯積し、賣買の紹介を爲し、貨物輸送を便ならしむる者」を意味する「行」の字を用ひたる「糧行」を第一義的に用ふるを妥當なりと思惟するのであるが、從來「糧棧」なる名稱が第一義的に用ひられ、而かも「糧行」なる熟語は現在に於ては穀物相場或は糧穀業を總稱する場合に用ひらる、如く轉化してゐる様であるから、本編に於ても從來の慣習に従ふ。尙今日普通行はれつゝある「糧棧」なる名稱から推して、所謂穀物問屋業が其の發生の當初に於ては、保管のみを營んだものではないかとも一應は考へられるのであるが、矢張り前述

の如く外觀上最も顯著なる職能に依つて全體の名稱を與へたと見るが至當の様である。

第二節 糧棧の沿革的考察

惻然らば以上の如き糧棧は何時頃から發生したものであるか、即ち其の沿革を考察するに（一）滿洲に於ける大豆の栽培及輸出の沿革並びに（二）主要糧棧設立年月の實際統計の二點よりして、其の發生は餘り遠い過去ではないのを知り得るのである。即ち原始的形體の糧棧に於てすら其の發生は五、六十年乃至百年の歴史を有するに過ぎない様である。

先づ糧棧の主要取扱品たる大豆の沿革に就いて見る。抑々滿洲に於ける大豆栽培の起源に就いては二つの説がある一は往古滿洲に自生したるつるまめ (Chinese Soya) を當時の住民が之れより採種栽培して、漸次改良を加へ今日に至つたものであると爲す説、他は山東直隸方面より漢人が種子及農具を携え來りて栽培せりと爲す説である。此の兩説の當否に關しては未だ學説の分る、所であるが、駒井德三氏は其著「滿洲大豆論」(八一九)に於て「古代滿洲に點在せし住民は所謂獵牧の民にして人文發達の程度極めて低く、農耕に意を用ひし跡少なく、滿洲の發達が全く移住漢人の手になりしを思へば滿洲の古代住民が自生大豆を採種して之に改良を加へたりとは未だ容易に信ずべからざるなり」として第一説を否定し、次の諸點から第二説の確實性を考證して居る。

一、由來滿人は自ら犁鋤を手にして農耕に従ふ事を賤み、密かに山東の農民を招きて之に墾務の一切を委ねたる事

二、山東、直隸の諸省は人口年を逐て加はり、農地次第に狭少となり、生計は益々困難となり、爲に禁を侵して滿洲に移住するものが相當あつた事

三、滿洲の農法、農具、作物等の種類が山東、直隸の夫に酷似してゐる事

四、大豆其のものも北支に於けるものと同種類なる事

こもあれ、孰れにしても其の栽培の起源は遠く往古に遡り得る譯であるが、當時其の用途は豆のみ、食用に供するに止まり、農民の自作自給の時代は相當永く續いた様である。其後道光の初め(一八二〇年代)に至り、大麻油及び胡麻油の搾油法に則り大豆から搾油する事に成功し、其の油は食用及燈用に供し、粕は家畜の飼料に充てるに至つて大豆の用途は擴大し、従前より幾分か大豆作に力を用ふるに至つたのであるが、益々收穫を増加するに至つたのは一八七〇年(同治九年—我明治三年)前後よりの事である。即ち此の頃清朝は永らくの封禁を解いて、自由に漢人の滿洲移住を許可したのであるが、従前より禁を破つて渡來しつゝ、あつた山東直隸の民は公然と肥沃の天地に移住を開始した。斯くて此の頃より大豆は漸次普及を見たのであるが、未だ自給自足の域を脱せなかつたのは言ふまでもない。

然るに其の前後より南支方面に大豆の需要起り、之に應じて牛莊より輸出を爲すものを生じて永らくの間自家用としてのみ消費せられたる大豆に商品としての價値を生ずるに至つた。其れと同時に明治十五、六年より七、八年に掛けて大豆及豆粕として日本へも輸出を爲すものを生じ、此の傾向は益々顯著になつたのであるが、未だ其の量は少許に過ぎなかつた。然るに日清戰役に際し、日本人が滿洲に於ける大豆及豆粕の實況を見るに及び、之が日本への輸出を企つ

る者續出し、更に日本内地に於て大豆粕の肥料的價值は一般に認められて其の需要大いに起り、日本への輸出は一層の盛況を呈するに至り、此間に在つて南支向輸出も相當の發達を遂げて、茲に大豆の商品としての價值は確立された譯である。更に大豆が國際商品として名聲を博するに至つたのは一九〇八年（光緒三十四年—明治四一年）以後の事である。此年恰も印度、埃及及亞米利加等に於ける棉實亞麻仁等の油作物甚だ凶作にして、英國に於ける搾油業者は原料を需むるに途なく、甚だ苦境に陥つて之が代用品を求めたのであるが、三井物産會社は此の機に應じて、當時供給漸く過多ならんことを滿洲大豆を之に充てたるに俄然好評を博し、遂に今日の如き需要擴大の素因を爲したのである。以上は大豆の栽培及輸出に關する沿革の概略であるが、先づ此の點より糧棧發生の沿革を求むるに、一八七〇年前後即ち農民が自ら作り自ら消費したる所謂自家消費の時代までに於ては、外部に對して交換を爲す可き餘剰少なく、従つて賣買の仲介を爲す可き専門的の中間商人の必要を見ない譯であるが、只油坊が發達するに共に漸次自家用以外に少量の注文生産を行つた事は想像し得べく、従つて稍纏つた原料を必要とする所から、例外的に油坊其他の商人が糧棧の行ふ業務を爲した事は考へ得られる。之を糧棧の起源と言へば言ひ得られるであらう。之が道光の初年（一八二〇年代）にして今より凡そ百餘年前である。其後光緒初年（一八八〇年前後）に至つて南支及日本向輸出が開始せらるゝに及び漸次糧棧の開設を見た様であるが、然し乍ら當時に於ては大豆の主要集散地及び油坊の發達せる地方を中心とする小範圍に限られたる可く、其の形體も他業に従事するものが糧棧を兼營したるに過ぎなかつたものと思はれる。然るに日清戰後對日輸出の激増を見、南支向亦相當の發展を來したる頃より、糧棧業亦一段の進歩を示したであらう。

が、今日の如き多數糧棧發生し、而かも整備したる形體を備ふるに至つたのは、大豆が國際商品として歐米市場に於て其の價值を認められ、之等に對する輸出が旺盛になつてから以後の事である。即ち僅々二十年以後の事であり、主として民國に這入つてより後の事である。

尙滿洲の地方的重要取扱品たる高粱に就いて一言するに、高粱は其の栽培の沿革こそ一般に大豆よりも古いとされてゐるが、往古より其の收穫の殆んど盡くが農民其他の食糧に供され、商品として中、北支那及び日本内地朝鮮等に販路を有するに至つたのは近年の事である。而かも其の量たるや遙かに大豆豆粕等に比すべくもない。従つて糧棧の沿革を顧るに當つては大體以上の大豆に隨伴して考察を進めて差支へない様に思はれる。

次に主要地糧棧設立年月の實際統計（當課産業係糧棧調に依る）に徴して考ふるに、熊岳城に於ける洪興號（道光元年正月）、遼陽に於ける東順成（道光八年四月）、三義公（道光二十四年三月）及び鐵嶺に於ける興源德（道光二十年二月）、成聚壇（道光二十年六月）等を除けば、他は盡く光緒以後の設立に掛り、言ふまでもなく其の大部分は民國元年以後である。（只主要廿七地方の調査表中、唯一つ例外として乾隆四年二月六日設立せりと云ふ遼陽の永泉泰なる糧棧を發見するのであるが、恐らくは同店が商業を開始したる年月を表はしたる可く、糧棧兼營は其後の事と思はれる。）

更に各地に聯號、支店及出張所を持つて活躍しつゝ、ある主要糧棧に就いて見るに永字號を以つて知らるゝ永衡茂、永衡通、永衡泰等の吉林系は其の淵源を光緒廿四年（明治三十一年）十月に設立されたる永衡官帖局（現在永

衡官銀錢號)に發し、上述各聯號の設立は殆んど民國以後の事であり、廣信升、廣信糧棧、廣信泰の如き黑龍江系は其の本家たる廣信公司(昭和五年九月一日より黑龍江省官銀號に改稱するに至つた)の設立が光緒三十一年(明治三十八年)であるから夫れ以後であり、公濟棧の名を以て知らる、奉天系も其の最初のものたる鐵嶺の公濟糧棧が民國二年一月の設立である。其の他大合盛一派も其の本家たる天合義が公主嶺に興つたのは光緒三十三年(明治四十年)であり、東永茂一派と雖も其の設立は同治二年(元治元年—一八六四年)であるけれ共、滿洲に於て特産に手を染めたのは光緒二十年前後からである。即ち營口東永茂の油坊開始が光緒二十三年であり、長春の設立が之に次ぎ光緒三十四年、開原宣統二年、公主嶺東茂泰が民國元年設立、營口茂記糧棧の如きは民國六年の設立である。斯く觀じれば糧棧の發生が餘り遠い過去のものでないと言ふ前説を肯定し得るであらう。

次に糧棧が今日の如き專業化せる一形體を採るに至るまでに如何なる過程を経たか、即ち其の發展の跡を辿れば次の如くである。當初糧棧の發生は油坊の營業化に隨伴したものであらう事は前述の如くであるが、當時は未だ油坊そのものが、糧棧の行ふ業務を行ひ、或は又稍商才に長ぜる人士が、特産出廻期に於てのみ少許の資本を調達して、其の任に當つたもの、様である。其後特産物輸出の道が開くるに及んで、糧棧の必要は漸次認められ、之を營むものは増加したのであるが、當時に於ける夫は寧ろ、綿糸布、麥粉、雜貨等を取扱ふ商人が、其の片手間に糧棧を營む者が多かつた。即ち夫等の商人が新興商品たる大豆其他特産物の利有るを見て、出廻期に於て資を投じて其の賣買に従事したと見得るのである。今日に於ても田舎に於ては此種商人を多數見出し得る。其後特産物輸出の旺盛になると共に

糧棧は漸次專業化し、先づ雜貨其他の輸入品取扱より分離し、輸出品たる穀物専門にはなつたが、多くは馬車宿兼業即ち糧車店の形式を採つた。現今にても地方糧棧の相當の部分は此の形式であるが、都會地に於て見るが如き、車馬宿をも分離したる糧棧となつたのは近來の事に屬し、而して之は今日に於ける此種營業の最後の分化段階である。

之を要するに糧棧の發生は、油坊の營業化に隨伴し、特産物の商品化と共に發展し、而して夫が國際商品化するに及びて異常の伸展を見たと言ひ得る。一方其の發展形體は、季節的商業より常設的兼營商業となり、兼營より漸次專業化した。即ち今日までに於ける商人及商業機關の發展形體と略其の軌を一にし、所謂營業分化の原則に従つたものと見得るであらう。

参考文献

駒井徳三著

「滿洲大豆論」

滿鐵調査課編

「滿洲に於ける油坊業」

滿鐵調査課編

「滿鐵沿線に於ける豪農及糧棧」

第二章 穀物配給市場に於ける糧棧の地位

第一節 滿洲經濟界に於ける穀物及同製品の地位

三品云ふ言葉がある。日本内地殊に大阪を中心とする地方に於ては直ちに以て棉花、綿糸及綿布の三者を意味するのである。然し乍ら一度び海を越えて滿洲の地に來るならば、其處では最早や三品云ふ言葉は棉花、綿糸布を表せずして、大豆、豆粕及豆油の三者を意味する事を知り得るであらう。我々は大阪を中心とする機業地方に於て前三品の占むる地位が、滿洲財界に於て後三品の占むる地位に酷似するを思ひ、其の對象の妙を感じずに居られないのである。

實に大豆其他の穀物及大豆粕、大豆油等所謂特産物の滿洲經濟界に占むる地位は極めて重要なるものである。貿易金融、倉庫、輸送等あらゆる經濟活動は夫を中心として爲されつゝ、あるの感がある。以下各方面の實際に亘つて其の地位を闡明する。先づ南滿三港の輸出貿易に於ける特産物の地位を昭和四年の統計に就いて見るに（單位海關兩）

	總輸出額	特産物輸出額	同上の割合
大連	二八九、三七五、三七八	二二〇、三三一、二四九	〇・七六一四
安東	四二、〇四八、三二七	二六、四七九、〇一九	〇・六二九七

營口

三三、三二〇、三〇六

二〇、七九八、八二八

〇・六二四二

即ち全輸出額中六割二分乃至七割六分は特産物なる事を知り得るのである。次に銀行の特産資金貸付の全貸付金中に於ける割合を見るに（日本側各本支店の昭和五年二月末残高）

	貸付總額	特産資金	同上の割合
金勘定	二〇一、三〇一、七六〇	四一、五五九、〇五五	〇・二〇六四
銀（鈔票）勘定	一四、六〇一、二二六	八、九八八、六六四	〇・六一五六
哈大洋勘定	二〇五、六六五	九七、一二四	〇・四七二二

にして金勘定に於てこそその割合は少ないが、哈大洋及び鈔票に於ては其の五割乃至六割が特産資金なのである。更に五年二月末に於ける大連埠頭倉庫在庫貨物中に於ける特産物の割合は四四七、四三四噸中二五九、二八九噸を占めて五割八分に當り、昭和三年度（自三年四月至四年三月）の滿鐵輸送統計に見るも一九、三二三、五四九噸中石炭に次ぐ四、六九八、〇五一噸を占めて二割五分強に當つてゐる。即ち全輸送貨物中の四分の一強は特産物である。以上の外全滿取引所に於ける取引高の九割内外は特産物及之が決済用の貨幣の取引を以て占め、工業の中に於ても大豆の加工業たる油坊が極めて重要な地位を占むるは言ふまでもない。

極言するならば滿洲を今日の發展にまで導いたものは大豆其他の特産物であり、而して將來の繁榮の契機をも其處に見出さなければならぬであらう。

第二節 穀物配給市場に於ける糧棧の地位

以上は滿洲經濟界に於て穀物及同製品が如何に重要な地位に在るかを述べたのであるが、然らば夫等の特産物配給市場の組織に於て、糧棧が如何なる役割を演じつゝあるか、換言すれば特産物配給市場に於ける糧棧の地位如何に言ふ事を以下考察せんとするのである。

改めて言ふまでも無く、特産物の配給に關しては諸々の機關が之に参加してゐる。地方仲買人、糧棧、代理商、輸出商等の如き所謂直系配給機關は固より、銀行、運輸業、倉庫、保險等の所謂傍系配給機關も亦重要な一割役を爲すものである。然し乍ら所謂傍系配給組織を形成する機關は各れも或る特定の職能を提供する事に依つてみ配給の過程に参加するのであつて、夫は直系配給組織に於ける各機關の智的勞働の結果生じたる、技術的勞働を爲すに過ぎないのであつて各れも一種の職能商人である。之に反して直系配給組織は貨物の直系通路たる所謂商人にして、此の組織内に於ける各機關は智的勞働の結果、技術的勞働を各傍系機關に命じ、自己の計算に負擔に於て貨物の配給に携はるのである。糧棧は後述するが如く貯藏、金融等傍系機關的職能を多分に其の中に包含してはるるけれ共、其本質は言ふまでも無く、蒐集組織の末端に位する所の直系配給機關である。従つて本節に言ふ糧棧の地位は直系配給組織内に於ける夫を意味するのである事言ふまでも無い。

楮滿洲の穀物配給市場に於ける直系の通路は通常左の如き型式を採る。

農民—地方糧棧—集散地糧棧—油坊又は輸出業者。

而して此の間地方買集め商、經紀又は投機業者等の介在する事はあるが、大體の形は右に見るが如く至つて簡單である。即ち糧棧は地方農民よりの少量宛の供給を集めて大量を爲し、以て油坊又は輸出業者の需要に應ぜんとするものである。換言すれば糧棧は地方農民及び小買集商に現金市場を提供して大量貨物を蒐集する事を其の本質とし、該貨物の選別、貯藏、進んでは農民並びに買集商に對して金融の途を開き、一意農民に油坊又は輸出業者を連繫せんとするのである。従つて農民は其の餘剩穀物の總てを糧棧に出貨し、油坊又は輸出業者は其の需要穀物の殆んど全部を糧棧より買付くるのである。即ち滿洲よりの輸出特産物の殆んど全部が一應は糧棧の手を経る言ひ得るのである。

斯くて農民に油坊及輸出業者の兩者間に於ける糧棧の重要性、従つて全配給組織に於ける其の地位も略明瞭であると思ふが、然らば現在の如き配給組織合理化の唱へらるゝ時代、油坊又は輸出業者は何故に地方農民より直接購入を爲さざるか、農民は何故に油坊又は輸出業者に直接販賣を爲さざるか。換言すれば此の兩者は何故に中間商人たる糧棧を排除して直接結び付かないのであるか、而して若し此の兩者の直接連結が可能であるならば、糧棧は今日の地位を喪失して、其の存立さへも不可能となるを免れないのである、此の點はかなり重大であると思はれるから後章に詳述するのであるが、此處に簡單なる結論を示すならば、兩者の直接連繫は殆んど不可能に近く、之れが爲に糧棧は何等其の重要性を傷けらるゝものではないと言ふ事である。而かも現今の如く銀價低落の時代、農產品安の時代、従つて農民の信用維持困難の時代に於ては兩者連結の楔として特産配給市場に於ける糧棧の地位は益々重要性を加へるで

あらう。

参考文献

滿鐵調査課編

「滿洲經濟統計月報」

第三章 糧棧の組織

第一節 緒言

易姓革命に内亂に歴史の大部分を費した支那、従つて其處では人民は國家の恩恵に浴する事が少なかつた事、大家族主義の結果、遺産分配に特異の制度を樹立した事、地縁及血縁を紐帶としての團結が他の各れの國よりも強い事等の諸々の原因が錯綜して、由來支那には特異なる企業形體が形造られてゐる。而かも其の共同經營の組織、徒弟養成の制度、聯號組織等の企業形體は、今世界を浸潤しつゝある所の近代資本主義或は經營の合理化等の波浪に揉まれながらも依然として明かな存在を續けつゝある。のみならず彼等は最新の樣式に依つて經營せられつゝある在支外商と太刀打し乍ら何等の引け目を感じないのである。否寧ろ我滿洲に在つては夫等の經營組織を有するが故に、在滿邦商との競争に打勝ち、漸次優勢なる地位を占めつゝあると思惟せられてゐる。

然らば夫等の組織内容は如何なるものであるか。勿論本章は之等の總てを明かにするを目標とするものではない。然し乍ら所謂糧棧は支那企業組織の一種である。従つて以下述べんことを糧棧の組織を通して、支那企業組織の一斑をも窺ひ得る事を此處に附記するのである。

第二節 内部組織

一、經營形體及び資本金

支那人の企業形體を投資及經營の方面から見るに大略左の四種に區別する事が出来る。

- 一、個人投資單獨經營
- 二、個人投資共同經營
- 三、共同投資共同經營
- 四、株式組織

以上の中糧棧の經營に關しては多くは第二及第三のものに限られ、第一及第四の形式に依るものは殆んど見られな
す。更に右の兩者を經營の形體に依つて區分すれば、

- 一、出資者（東家又は財東）一人にして經營者（老板又は掌櫃的）多數あり、出資者は經營に關する一切を經營者に委任し、自らは何等事業に關係せざる場合
- 二、右の出資者が自ら經營者と共に共同して營業に當る場合
- 三、數人の出資者が單に出資するのみにて、經營は全然他に委任する場合
- 四、出資者中の一人又は數人が他の經營者と共同經營に當る場合

等である。而して以上の中殆んど全部の糧棧が第一及び第三の形式を採つてゐる。即ち資本家は金錢投資を爲し、經營者は勞力投資を爲し、お互の出資に對しては當初利益分配の率を定めて共同經營を爲すのである。然し乍ら時に東家老板トシヤン稱し出資者自ら經營者の一人と爲る事があるが、前述の如く此場合は甚だ稀少である。

蓋し動亂と誅求の結果、其の資を安じて金融機關に託し得ざる資本家、賄賂中飽に懷を肥やしたる官憲、分配せられたる家産を徒らに擁する子弟、而かも多くは經營の才を有せざるか、若しくは自ら經營に當るを得ざる之等の人々は、材幹ある經營者を求めて其の有する資本を利殖せんとする結果に他ならないのである。

尙之等兩者が共同經營に依る事業遂行上の根本規程は、開業當初に於て締結せられたる紅帳（紅帳、鴻帳、萬金帳とも言ふ）と稱する契約書である。紅帳には通常財東の出資金額、出資物の種類、財東と掌櫃的との利益分配率、營業の範圍、決算期、掌櫃的の權限、信用設定の限度等主なる事項を記載し、相互各一通宛を所持し、決算又は解散に當つてのみ之を披見し、外部に對しては濫りに之が披見を許さない様である、參考迄に一般的の形式を示せば左の如くである。

紅 帳

立合人（鴻帳人）某々今領到某々名下、股本小洋若干元、某々名下小洋若干元、某々名下小洋若干元、共合福本若干元、在某處開某號營業、今我東夥設定、三年一賬、所得鴻利按錢身股俸均分、庶幾東夥不准長支短缺、竝擬具簡章若干條、自言之後、凡我同人、各宜遵守勿違定章、尤望同人協力同心以期永遠生金

老板は大老板(頭老板、經理)二老板、三老板(副經理)の三人を普通とし大老板は言ふまでもなく該經營一切の總支配人にして、上は營業上の指令より下は店員の任免黜陟に至るまで、其他如何なる事項に於ても其の指圖を受けないものではないのである。其の一舉手一投足が營業上に多大の影響を與ふるに共に、出でては社會的にも重要な地位を占むるのである。二老板、三老板は副支配人も稱すべく、大老板が不在其他の事故ある時、之に代つて一切の指圖に當るものであつて、内外に對する其地位は大老板に次ぐものである。而して彼等も雖も其の當初に於ては年青的を振り出しとして、二十年、三十年の長年月に亘る經驗と苦難の結果其の地位を捷ち得たるものであつて、彼等の商業上の手腕力量は充分に財東及社會の信頼を博するに足るものがある譯である。

其他の所謂掌櫃的階級は主として營業の實際に當る人々にして通常店內組織に於ける各係の主任者を担当してゐる此の階級は言はば幹部に屬するものにして、老板(經理)の命を受けて實際活動に當る人々であるが、孰れも勞力出資者、即ち共同經營者の一人と見看し得べきものである。従つて決算に際しては配當に與り得る階級である。

喫勞金は又夥計とも稱し、年青的より昇進して將來掌櫃的を目標とするものにして、言はゞ此の兩者の中間階級に屬するものである。掌櫃的階級を我國在來の番頭に比するならば之は即ち手代に當るものであつて通常五、六年乃至七、八年の後配當に與り得る階級に進み得る。

年青的は所謂商業見習にして、小額の小使錢を支給せられ一意商業の實際を實習せしめられる階級である。前述の比較を適用すれば丁稚小僧に當るものにして、十二、三才乃至十七、八才より同郷の先輩又は有力商店の紹介保證に

依つて糧棧に這入り、通常三年、永きは七、八年の間其の地位に満足して實習を爲すのである。而して年青的は言ふに及ばず上述吃勞金及掌櫃的階級と雖も常に糧棧内に起居を共にし外泊及通勤を許さず、妻帶者も妻子も別居するが普通である。然し乍ら一年に一定の期間を定めて歸省する事は許されてゐる。以上の制度が大老板指圖命令の徹底を助け、人の和を得る楔ともなり以つて協力一致事業に當る上に與つて力があると言はれてゐる。

尙以上の外營業も直接關係あるものではないが、大師傅即ち炊事番及び打更的即ち夜警等がある。之等は將來吃勞金、執事等に昇進するものでなく多くは一生その職を守り續くるものである。

(2) 糧棧内の營業組織

然らば以上の如き各従業員を如何なる組織に依つて運用しつゝ、あるか、即ち糧棧内に於ける營業の陣立てを示せば次の如くである。

(一) 管帳的(記帳係) 記帳、計算、客の送り迎へ即ち接待及び年青的の監督等の職掌を司るものにして、通常掌櫃的一人、吃勞金三—四人、年青的三—四人が之に従事する。

(二) 管院子的(院内係) 院内の整理及修繕、厨房及家畜に關する事務を司り、掌櫃的一人、吃勞金五—六人、年青的五—六人が之に従事する。

(三) 上市的(取引所係) 主として取引所に於ける賣買に従事する一班にして、掌櫃的一人、吃勞金五—六人、年青的三—四人より成る。

(四) 寫信的 (通信係) 吃勞金二人位が當り、外城よりの電話、手紙の返事及相場の換算等に從事するものにして、小糧棧にては管帳的が之を爲す事がある。

(五) 掌櫃 盤兒 (相場係) 穀物相場の高低に注意し、農民及顧客との賣買の接衝に當るものにして、掌櫃的一人、吃勞金二―三人が之に從事する。

(六) 出外城 (出張員) 他地方に出張して買付に當るものにして、所謂他糧棧の「老客兒」なるものである。掌櫃的一人吃勞金六―八人之に當り、彼等は特産期間中即ち半年乃至七、八ヶ月は「老客兒」にして聯號其他の地方糧棧に於て暮すものである。

尙年青的は以上の各係に配屬されるもの、外、特産物の麻袋詰め代へ、出し入れ、金錢の取立て其他の雜務に從事する事言ふまでもない。

(3) 従事員數

然らば糧棧に於ける各従事員の數は如何程位かと言ふに、前項に於て略推算し得る如く通常に於ては老板三人、其他の掌櫃的六、七人、吃勞金二十人内外、年青的十四、五人位の見當であるが、尙之を資本額の項に於て分類したる所に従つて大體の標準を求むれば左の如くである。

一流糧棧	三名	七―八名	二〇―三〇名	一五―一七名	四〇―五〇名
老板		掌櫃的	吃勞金	年青的	苦力

二流糧棧	三名	五―六名	一五―一六名	七―八名	二〇―三〇名
三、四流糧棧	三名	三―四名	七―八名	五―六名	二〇名内外

尙苦力は一ヶ月雇傭契約にして事務の繁閑に左右せらる、事言ふまでもないが、右は特産繁忙期節の大體の標準である。

(4) 従事員の給料

最後に以上従事員の給料に就き一言すれば、一年間普通大老板金千五、六百圓、二老板七、八百圓、三老板五、六百圓、其他の掌櫃的三、四百圓、吃勞金二百五、六十圓にして年青的は見習年數に依つて其の給額を異にし、三十圓乃至八十圓を支給されてゐる。以上大老板より年青的に至るまで店内に起居する結果、食費は盡く店費を以つて支辨せられる。年青的に於ては食費の外散髪料等も支給せられるが、被服費は各自辨である。

尙掌櫃的階級の年給は利益配當なきか、或は配當が年給より小額なる場合のものであつて、利益配當ある場合は其の配當額より豫め支給せる年給を差引きたる額を取得するのである。換言すれば右の給額は彼等に取つては最低保證となる譯である。之に反し吃勞金以下のものは利益の有無に拘らざる定額であつて、只利益金多き場合は賞與金として幾分かを増せられるに過ぎない。

三、收支決算及び利益分配方法

(1) 帳簿

先づ糧棧の帳簿組織を見るに、各れも我國從來の大福帳の如き單記式のものであつて通常左の如き種類に分たれてゐる。

- (一) 萬金帳 ワンチンチヤン 前述せる契約書にして、錢股、身股の高を詳細に記入し、財産目録、株主名簿等をも兼ねるものである。
- (二) 來往帳 ライワンチヤン 各商店との間に於ける取引を記入する帳簿である。
- (三) 日用使支帳 リヨウシチヤン 日用雜費の記入帳。
- (四) 銀元帳 インワンチヤン 取引を貨幣の種類別に記入するもの、即ち流水帳に受拂貨幣の種類を問はず雜然に記入したるものを、貨幣の種類に分ちて轉記するものである。
- (五) 得利帳 トクリチヤン 日々の賣上高を記入するもの。
- (六) 清單帳 チヤクサンチヤン 從來の慣習に依り節季(端午、仲秋、過年)に際し貸借を清算する結果、其の清算を記入する決算帳である。
- (七) 月總帳 ゲツソウチヤン 毎月末日其の月分の收支を清算し之を記入する月計帳である。
- (八) 流水帳 レイスイチヤン 取引ある毎に雜然に記入する所謂日記帳である。
- (九) 糧石帳 リヤウシヤン 糧穀の賣買高を記入する帳簿にして、或は賣と買とを別冊とし、或は穀物の種類毎に別冊を爲す事もある。
- (2) 決算期及收支項目

糧棧の決算は普通三年に一回之を爲し、稀に五年一回或は毎年一回行ふものもあるが、近來毎年一回決算を爲し

其の年の利益は其の年に分配して了ふ言ふ傾向が漸次濃厚になりつゝ、ある言はれてゐる、而して決算の時期は普通商店が年末に爲すに反し、糧棧は五、六、七月即ち春より夏に掛けての期間が最も多い。蓋し其の時期は一特産期を終り未だ次の出廻期に達せざる比較的事業閑散期であるからである。

次に糧棧の收支項目の重なるものを擧ぐれば、先づ收入にあつては馬車卸利益又は手数料、鞘取り、思惑益、保管料等である。糧棧に依つては馬車卸、客よりの委託を相等しく行ふものもあるが、多くは以上二つの中孰れかに力を注いでゐる様である。いづれにしても馬車卸益又は手数料は収入の大宗を爲すものにして、全體の六割乃至七割は夫れに依つて占められてゐる言はれる。以上の中手数料は客よりの口錢である事言ふまでもないが、馬車卸益を稱するものは賣買利益金にして價額の差額並びに賣買間に於ける出辨を言ふのである。出辨は即ち量目上の利益にして糧棧が買の場合に於ては容量を以つてし、賣の場合に於ては表面上容量單位ではあるが、該容量に對する斤量を豫め定め置き、重量を以つて取引するのである。而して其の定められたる斤量は常に實際斤量よりも輕少であるから、其の間の差を確實に糧棧が利得する譯である。

次に支出の項目中最も大なるものは多くの場合食費にして、人件費、通信費、交際費等が之に次ぐものである、食費が大なる割合を占むるは改めて述べるまでもなく、上は老板より下は年青的に至るまで店費を以て食事を爲す結果である。

以下例示する收支決算表は安達站に於ける資本銀五萬圓、従事員二十八人、雜役十人を有する某糧棧の昨昭和四年

度のものである。或は一般的の適例とは言へないかも知れないが。遇々入手し得たるを以て参考迄に之を掲げる。

營業收支計算(昭和四年度)

利益之部	
穀物賣買利益	三〇、〇八〇・二八
各地出張所利益	二、〇四二・四一
手数料収入	一六、二一五・六六
利息収入	五、一九六・八二
合計	五三、五三五・一七
損失之部	
營業費	三一、四七九・二五
内 内 費	六、六三四・四一
給 料	六、二一〇・一五
通 信 費	二、二六二・四〇
借 地 料	二、八八二・四〇
交 際 費	一、五二〇・三〇

雜 費		
支拂利息	一、六四〇・一〇ノ二割	一一、九六九・五九
麻袋銷却		六、九二五・九五
アンペラ	三、三三一・九〇ノ二割	三二八・〇二
貨幣換算損		六六六・三八
回收不能銷却		七、三〇八・七一
差引利益金		三一三・九三
合計		六、五一二・九三
		五三、五三五・一七

(3) 利益配當

糧棧の利益配當は豫め定められたる契約書即ち紅帳に従つて爲す事前述の如くである。而して出資者及經營者配當の割合即ち錢股及身股の割合は資本の大小、經營參加者の多少に依つて、或は六對四なる事あり、五對五なる事あり四對六なる事ありて一律に論ずる事は出来ないが、大體に於て錢股の最大限は身股三に對する七、身股の最大限は錢股六に對する十九位の範圍内である。又經營者側の配當の割合に就いても、上は大老板の一股乃至二股より下は一分乃至二分の掌櫃的に及び、種々雜多であるが大體の標準は左例の如きものである。今一例を以て配當方法を見るに、某年の決算に於て十萬圓の利益金を得たものとす。而して錢股五股、身股五股(其の割合は後述の如きものとす)

宛計十股とし、先づ一萬圓の積立金を爲し、殘額九萬圓を配當するものとすれば、一股に對する金額は九千圓となり、即ち出資經營兩者共四萬五千圓の配當を受くる事となり、大老板以下の配當は左の如くなる。

大老板(經理)	一股二分	一〇、八〇〇圓
二老板(副經理)	一股	九、〇〇〇圓
三老板(同)	八分	七、二〇〇圓
掌櫃甲	六分	五、四〇〇圓
同乙	五分	四、五〇〇圓
同丙	四分	三、六〇〇圓
同丁	三分	二、七〇〇圓
同戊	二分	一、八〇〇圓

尙利益配當に就き近來新たなる傾向が生ずるに至つた。其一は前例にも掲げたる如く、決算に際し利益金の一部を割きて積立金を爲す事であり、他は商店の發展と共に身股の割合漸次増加しつゝ、ある事である。前者即ち積立金中出資者に屬するものは之を護本と稱し、經營者に屬するものは之を護身と稱し、兩者の申合せに依り新たなる經營に對する第二資本として店內に積立てつゝ、あるものである。後の傾向は店の發展と共に經營者優遇の一方法として採用されつゝ、あるものにして、其の顯著なる例として我々は益發合を擧げ得る、益發合は長春に本店を有する糧棧であるが、

民國九年末創立當時に於ては錢股十二、身股八であつたものが、其の後身股漸次増加して民國十四年には十二股に對する三十八股となり、即ち初め六に對する四のものが六に對する十九の割合にまで増加したのである。いづれにしても以上の傾向は今後多くの糧棧に漸次敷衍して行くものと見られてゐる。

四、内部組織に於ける近來の傾向

以上記述したる所は從來乃至現在に於ける糧棧内部組織の概要であるが、時勢の進運と共に近來其の組織部に諸々の新傾向が醸成されつゝ、ある。前項の終に述べたる身股増加の傾向も其の一であるが、其他配當、決算、經營、帳簿組織並に勤務時間等にも現はれんじつゝ、ある。

先づ利益配當に就いて述べれば、從來身股を有する従事員に對する給料は利益配當ある場合、之より差引くを普通としたのであるが、近來配當及給料を全然別視して各別に支給するものが漸次現れつゝ、ある様である。

次に決算期間に就いて見るも、營業不振に備へ、配當を平均すると言ふ意味に於て從來多くは三年一賬制度を採り來つた事は前述せる如くであるが、近來官廳其他の出資するものもあり、一年一回の決算が漸次増加しつゝ、ある。

更に經營の方面を見るも、從來營業上の一切を經理に委任して自らは何等之に關與せざる制度が殆んど全部を占めたのであるが、近來東家掌櫃の制度、即ち出資者自らが第一線に立つて其の經營を總帥せんとするものが漸次現はれつゝ、ある。帳簿組織に就いて見るも、從來の舊式なるものより漸次新式のものに移らんとし、勤務時間の如きも三節季を除けば殆んど休日と稱すべきものなく、而かも一日中店内に在つて業務に従ふが如き現制度より一定の區劃され

たる時間に限らんとする機運も商人の間には動きつゝある。

然し乍ら以上は其の一部を除けば未だ一般的には傾向乃至機運たるに止まつてゐる。之が多くは糧棧に實行さるゝに至るは相當の期間を要するであらう。けれ共之等の傾向は糧棧の將來の組織を暗示するもの、様である。

第三節 外部組織

茲に外部組織と言ふは糧棧の對外的連繫即ち聯號關係を意味するのである。聯號は之を一言にして盡せば出資者即ち財東關係に依つて結ばれたる姉妹店と言ふ事が出来る。即ち豊富なる資本を有する財東、又は糧棧が其の發展と膨脹の過程に於て、更に他の出資者と共同して、新たな經營を創設して行く事に依つて生ずる舊經營と新經營との間に結ばるゝ、連繫を意味するものであつて、聯號發展の跡を今日から顧るならば、夫は意識的に結成したりするよりも寧ろ無意識の間に成立した所の一つの經營組織であると言ふ方が當つてゐる様である。而して此の聯號關係は糧棧相互間のみならず、或は油坊と、或は錢莊と其他諸々の企業と糧棧とを親しく結び付けるに役立つのであるが夫は常に糧棧のみならず一般經營に與へたる利益も尠少でなく、亦支那人企業組織の一特徴であると言ふ事が出来るのである。

然らば以上の如き聯號は如何なる組織に依つて連繫せられるか、左に大體の五の標準を示す。

一、同一資本家が多數の經營に出資する場合、例へばイなる財東が甲乙丙各糧棧に出資する場合甲乙丙は各聯號であ

る。

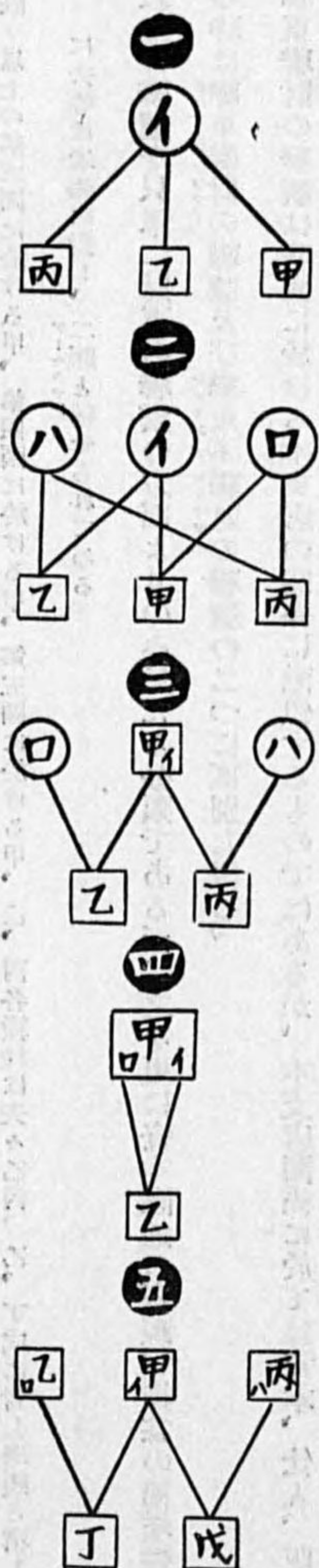
二、多數の資本家が各共同して多數の經營を爲す場合、例へば財東イがロと共同にて甲糧棧を、ハミ共同にて乙糧棧を、又ロハが共同して丙糧棧を開設する場合、甲乙丙は各聯號である。

三、既に一經營に投資せる財東が更に新なる財東を加へて新たな經營を初める場合、例へば甲糧棧の財東イが新たな財東ロ、ハミ共同出資して乙及丙糧棧を開設する場合甲乙丙は各聯號である。

四、一經營の東西兩家が共同出資にて新たな經營を爲す場合、例へば甲糧棧の財東イ及び老板ロが各其の護本及護身を出資して乙糧棧を新設する場合甲及乙は聯號である。

五、既經營の出資者同志が更に新に共同出資して經營を初める場合、例へば甲糧棧の財東イが乙及丙糧棧の財東ロ及ハミ共同にて丁及戊糧棧を初める場合夫等は各聯號關係に立つ。

今右に述べたる各場合を簡單に圖示すれば左の如くなる。



註 以上の第三圖に於ける甲、第四圖に於ける甲、第五圖に於ける甲、乙、丙各糧棧は夫々乙丙、乙、丁戊に對し老賬オールドアカウントと稱し、逆
に夫等は老賬に對し、二賬ツウザンと稱せられてゐる。

以上は聯號を只單に財東の聯繋の方面よりのみ見たる分類であるが、之を更に資本融通の密疎、損益の補填性より
見る時は聯東聯財レントウレンサイの聯號及び聯東不聯財レントウブンレンサイの聯號の二つに區別し得る。

聯東聯財の聯號は我國に於ける本支店の關係に酷似するものではあるが、本支店關係に於ては資本、仕入、販賣其
他各般に亘り本店の指圖に従つて行動を爲し、其の決算の如きも全體を纏めて本店に於て之を爲すのであるが、聯東
聯財の聯號の場合に於ては決算の場合に於ける損失等の如きものをお互に融通し合ふ言ふに止まり、會計、帳簿其
他平素に於ける營業に關しては何等老賬其他の聯號より掣肘を受くる事なく、老板の意の儘に之を行ひ得るのである。

然るに聯東不聯財に在りては言ふまでも無く聯號相互が全然獨立したる計算と配當を爲し、甲の損失に何等關係な
く乙は其の利益の配當を爲すが如きものである。之を有力なる糧棧に取例すれば益發合、安惠棧等は聯東聯財であり
永衡系及天合盛等は聯東不聯財の聯號である。而して以上の中聯東聯財は聯東不聯財より、直系聯號は傍系聯號より
其の關係の密なる事は言ふまでもない。

斯くの如くにして滿洲に於ける有力なる糧棧は濃淡の差こそあれ殆んど總てが同一地域又は隔地間に、同種營業又
は異種營業を萬遍なき聯合網を組成してゐるのである。其の結果聯號相互間に於ては或は資金の融通に、或は商品の
融通に相依り相助け、圓滑に商取引を遂行せしめ、偶々紛擾を惹起するも其の解決は比較的容易である。然し乍ら一面

に於ては聯號間の連繋が堅ければ堅い程、夫以外のものに對しては排他的となり、幾分か市場全體の進展を阻む言
ふ批難及び背後の聯號關係を考察することに依つて能力以上の過度の信用を與へ易いと言ふ缺陷を擧げ得るのである
が、之等は聯號關係に依つて享受しつゝ、ある利益を考ふるならば又言ふに足らぬものであらう。

参 考 文 献

關東都督府編

「滿洲一般誌第三卷」

正金銀行調査課編

「開原糧穀取引事情」

滿鐵商工課編

「對滿貿易の現状及將來」

第四章 糧棧の職能

第一節 蒐集職能

一、概説

糧棧が滿洲特産物配給市場に於て極めて重要な地位を占むる事は上來屢々述べ來つた所であるが、然らば今日の地位は何に依つて齎らされたか、夫は言ふまでもなく糧棧が特産物配給市場に盡しつゝ、ある所の蒐集、貯藏、金融、分散其他の職能に依るのである。然し乍ら固き糧棧が蒐集組織に屬する商人である以上、最も重要な職能は蒐集職能である事言ふまでもない。否寧ろ貯藏、金融其他の職能は蒐集職能を完全に行はんが爲の補助的のものであるとさへ言ひ得るのである。

以下糧棧の行ふ蒐集職能の詳細を記述し、併せて仲商組織との取引、即ち輸出業者其他への賣却事情に就き述べんごするのである。

二、農民及地方糧棧よりの買入（直接又は上位蒐集組織よりの蒐集）

集散地糧棧に於ける穀物蒐集を其の経路より見る時は之を左の二つに區別する事が出来る。

(一) 農民より直接に蒐集する場合

(二) 一旦地方小糧棧を通じて蒐集する場合

即ち前者は收穫物を農民自ら馬車を驅つて集散地に運搬し、該地に於て之を買却又は委託を爲すものであり、後者は夫を爲さず附近の小糧棧に賣却し、地方小糧棧が更に之を集散地に運搬して賣却又は委託を爲すものである。便宜上前者を直接蒐集、後者を間接蒐集と呼び之等に概説を加へよう。

(1) 直接蒐集

集散地糧棧が農民より直接に蒐集する場合は主として現物市場に於ける現金取引に依るのであるが、時に青田買其他の先物に依る事もあるから以下兩者に區別して説明する。

(イ) 現物取引

滿洲に於ける農民は普通必ず馬車及び馬匹を所有して、自己の收穫物を己れの馬車に積載し、自らが之を驅つて集散地又は附近の問屋に出貨するのである。従つて他地方に見得るが如き、戸毎に就きて小額宛を買集める爲の小買集商、即ち小仲買人と言ふものは之を見得ない。只車馬を所有せざる小農及貧農の爲めには比較的餘裕ある農民が之を買集めて出賃すると言ふ方法を取るのである。斯かる場合之を稱して「搗働」又は「搗働人」と言つてゐるが、言ふまでもなく該農民も雖も固き農を以て本業をなし、兼ねて仲買を爲すものであり、之を以て仲買人とは呼び得ないのである。斯の如く滿洲の特産物に就いては專業として的小買集商なる階級なく、地方糧棧が蒐集組織の先端に立つて言ひ得るのである。

楮已の車ミ已の馬に依つて集散地に運搬したる穀物(通常一馬車二十五麻袋、一個四斗入、計十石である)を糧棧に賣却するに就き通常二つの型式がある。一つは一度現物取引市場(集市場)を通じて多數の賣手と多數の買手ミが集合し賣買契約を締結する場合にして、他は直ちに糧棧の院内に運搬し、此處に於て相對的に賣買を爲す場合である。

前者は開原等に行はる、方法にして、運搬したる穀物を其儘か又は馬車宿に一夜を明かしたる後、一定の時間に定められたる現物市場に集合するのである。一方各糧棧の店員も亦該市場に集合して、各種穀物に就て夫々希望の數量丈農民と商談を進め、契約成立の上現物を院内に運び計量して代價を支拂ふのである。

後者は公主嶺其他に行はる、方法にして、搬出したる穀物に對して一定の集市場なく、爲に農民は豫め密接なる取引關係の糧棧ある場合は直接其糧棧に、然らざる場合は自由に孰れかの糧棧の院内に直接引込みて商談を爲すものである。然し乍ら斯かる自由な立場にある農民に對しては常に各糧棧間の猛烈なる聚貨競争がある。即ち各糧棧は常に五名乃至八名の馬車曳き(馬車引込み人にして「接車的」と稱す)を雇傭して、之に對しては一斗に就き幾何(公主嶺に於ては一斗に就き現大洋一仙)かの口錢を支給し、搬出貨物を自己の院内に馬車卸せしめん事に努力するのである。彼等「接車的」は甚だしきは遠く二、三十支里の地點まで騎馬にて出張る者もあるが多くは市街の入口、又は税金徴收所に出張して税金の持合無き者に對しては之を立替へる等凡有る便宜を興へて聚貨に努めるのである。之は亦糧棧の行ふ需要者の活動の一現れだと見得る。斯くて院内に引込まれ、商談成立の上は計量して代金を支拂ふのであるが、此の場合相場が悪く、近い中に値が出る豫想のある時は貨物を糧棧に預け、指値又は成行にて賣却方を委託して歸郷する場合もある。

る場合もある。

(ロ) 先物取引

先物取引は現錢期豆(糧)の形で行はれる。即ち同地方の農民三名乃至五名の連帶責任を以て、之に「接車的」が保證を爲し、收穫後の穀物の數量、價額を豫め契約して之に代金を先拂ひするのである。然し乍ら元來集散地糧棧は農家ミ比較的遠隔の地に在る關係上、之等農家の信用状態に精通せず、従つて契約破棄の危険率多く、又一面には多量買入れには非常なる手数を要する結果、直接蒐集に於ける先物取引は多くは行はれないと見て良い様である。

(2) 間接蒐集

間接蒐集は一度地方小糧棧の手を経、之より買付又は委託を受けるのであるが、之にも亦現物に依る場合ミ先物に依る場合とがある。

(イ) 現物取引

農民より買集めたる地方糧棧が馬車を雇傭して集散地糧棧に搬出し、此處にて賣却を爲す場合は、前述せる農民の立場ミ同様であるが、間接蒐集に於ける現物取引は主として委託の形に依つて行はれる。即ち集散地糧棧は數量及價額を指定して一定の口錢を支拂ひ、地方小糧棧に對して買付の委託を爲すのが普通である。此の場合多くは集散地糧棧の店員は「老客兒」として相當長期間に亘り地方糧棧に出張し、適時本店の指令を仰いで買付の委託を爲すのである。「老客兒」とは常に集散地糧棧が地方糧棧に向つて派遣する出張員を指すに止まらず、集散地糧棧相互間及輸出業者が

糧棧に派遣する出張員をも指稱し、彼等は一年の大部分を該糧棧に起居し、絶えず該地の市況を報告し、老板又は主任者の命を受けて直接買買の衝に當るものである。而して各糧棧は「老客兒」に對しては賓客を以て遇し、食事及居室を提供するは勿論萬事粗勿なからん事を期するのである。ともあれ間接蒐集に於ける現物取引は主として委託買付の形式に依つて爲される。

(ロ) 先物取引

集散地糧棧が直接農民に對する青田賣買に對しては前述せる不便及危険があつたに反し、地方糧棧を通じての先物取引は盛んに行はれてゐる。何となれば「老客兒」等を通じて、地方糧棧の信用状態は農民の夫よりも知悉し易く、一面地方糧棧は生産地の附近に位し、農民の信用状態、耕作地の監視等も行届く關係上、之と青田契約を結びて集散地糧棧との契約を完全に遂行し得る立場に在るからである。

即ち舊曆五、六月頃になれば、地方糧棧との間に舊曆十月十五日又は十一月一日、十二月一日乃至十二月十五日を受渡期日として現錢期豆の契約を結ぶのである。而して多くの場合代金は三分の一乃至半額を支拂ひ、通常左の如き契約書(批單)を受取る。

立批單人

某々號

今賣與

○○實號名下元豆○○價錢官帖(又は現大洋)○○

言明至舊曆十月十五日如數交清如至期不交承

保人代償

保人 某々

賣糧人 某々立

○○實號 台照

中華民國 年 月 日

而して右の契約を締結した地方糧棧は、出廻期に至り現物を買入れるか、又は更に直接農民と青田契約を結びて期限に至れば集散地糧棧に之を運搬するのであるが、前述せる如く好條件に恵まれたるは、一面には出廻期に至つて、品薄の爲多量買入れ不可能の場合、或は相場騰貴して思はざる損失を招くことある可きを顧慮し、直ちに農民と青田契約を結ぶが普通の様である。即ち之を地方糧棧の立場より見るならば集散地糧棧と現錢期豆の契約を取交す直ち

に略同様の形式に依つて、其の賣玉を農民との青田取引に依つて買繋ぐ譯である。

以上は青田賣買の實際に就いて述べたものであるが、今少しく之に就いて説明を加へよう。

青田賣買の起源は言ふまでもなく一に農民の金融逼迫の事實に胚胎してゐる。此の點に關し王丕承氏は青田賣買は農業金融が變形して今日の如き賣買契約となつた事を論じて左の如く述べてゐる。

「農民は青夏の候種々の資金需要に迫られるものである。即ち種子購入、苦力雇傭及び力田の設備等之であるが當時未だ穀物は收穫せず、従つて糧穀の賣る可きものなく、勢ひ商買に向つて借款を申込み、需要資金に充當する譯であるが、尙之れ對する相當の擔保品無く、遂に仕方なく今生長の途上にある禾穀を借款の擔保と爲すに至つたのである。之を久しうする中途に變形して直接交易となり、春夏金錢を使用して秋冬糧穀を交付し、遂に今日の如き青田賣買を生ずるに至つたものである。」(東省經濟月刊四卷七號)

而して同氏は此の方法を宋の神宗時代に王安石が施行したる所謂新法中の「青苗法」に喩へ、官に於て行ひたる民間に於て自然の中に行はるゝ、こゝ「青苗法」が二割の利子と共に金錢の形に於て返還さるゝに反し、青田賣買は其の利子が穀價の中に含まるゝの差あるのみと論じ、古代より斯かる方法は農民に對しては絶對的に必要ある旨を力説してゐる。

こゝもあれ、手許資金に窮し、而かも適當なる農民金融機關を有せざる彼等が安價なりと知り乍ら斯かる方法に依るは或る程度迄は之を防ぎ得ないのである。即ち全滿至る處に此の方法の行はるゝを見、彼の好況時代に於ては此の

方面に割合に經驗薄き邦人特産業者ですら巨利を夢みて大いに進出を爲したる所以である。

然るに斯かる方法が數多く行はるれば行はれる程豫定收穫高の増減、穀價の騰落、其他の種々の原因に依つて、中には契約を實行せざるものをも生じ、訴訟事件となつて現はれる事も屢々であつた。

是に於てか民國十七年六月中旬奉天省當局先づ之が禁止令を發布し、次で七月中旬吉林省當局に於ても左の如き嚴禁令を發布して其の賣買契約を阻止せんとした。

青田賣買禁止令

査するに穀物は由來吉林省物産の主位を占むるものにして、毎年巨額の省外輸出を爲し、冬季に於ける稅收も其大部分の稅源を此に恃つ。穀物の取引は勿論商業の中心地に於て行はるゝものなりと雖も、必ず之を各縣の穀物商より買付けざる可からざる可く、又各縣の穀物商は之を農家より買取る事を要し、斯くの如く轉々賣買を経て始めて商業中心地に蒐集して運出する事を得るものにして、其取引は之を事理恒情に照らし當然秋の收穫後を俟つて賣買するを正當の方法とす。然るに近來各縣の穀物商は利を貪り、秋の收穫を俟たずして播種發苗の時に於て先づ其の穀物の最低價を農民に與へ、以て豫め買受の約定を爲し、約定を爲したる後は直ちに高價を以て之を商業中心地の外國商人に賣渡の約定を爲して秋の收穫後に穀物を引渡すこと、する者多し。此の賣買方法は買青賣青と稱せられ農民は智識簡單にして出苗の初め未だ其收穫を豫想する事能はざるの時に於て先づ現金を得可き事を喜び、穀物商は利を貪り害を忘れ低廉なる價額を以て買付け之を轉賣して重利を獲得せんとするものにして、此の慣習の生じて

より投機家續々として起り相競つて賣買を爲し、甚だしきに至つては今日買付けて明日之を賣却し、賣却の後は更に轉々賣買されて止まる事無く、其實際收穫の豊凶に依る契約履行の能否は之を考慮に入れざるものにして、眞實の取引の道を失ひて一種の空賣買の悪習を造成し、收穫時に至つて不幸にして不作なりしか又は豊作なりしと雖も其收穫高が賣却したる額に足らざる場合に於ては、引渡しを爲す事能はざるに依り遂に復雜困難なる訴訟を爲す事屢々なり。例へば昨年富錦縣に於ては縣内の穀物の産額は其賣買されたる額に足らざりしに依り、農家及個人の負債は今日に於ても未だ清算さるゝに至らず、其他の各縣に於ても必ず此に類する事實ある事を免れざる可し。穀物商は唯だ自己の利益のみを知り愚昧の郷民を誘惑して此の非法の賣買を爲さしむることを惜まざるものなるに依り其結果が假令失敗に歸するとも實に自業自得と言ふ可きものなるも、農民に至つては何等の罪なく辛苦勞力して其得べき代價には限りあり、幸にして豊作なりし時に於ては其の引渡しを爲す事を得べきも既に低廉なる價格に依る損失を受け、不幸にして不作の時に遇はゞ收穫少なくして價格騰貴するに依り補ふ可からざる損失を受け、其苦累最も堪え難きものあり。以上述べたる所に依りて見るに其行爲は買青賣青の名を藉りて穀物に依る純然たる投機を行ふものと異るなく、市場を擾亂して農民を苦しむるの悪習なるを以て、若し之に禁革を加へざるに於ては其の弊害は必ず國際貿易に及び即ち輸出に影響するに至り、又地方の商務稅收に對しても重大なる關係あるに依り、今年より以後民間の穀物賣買及商人の買付は秋の收穫を終りたる後に於てのみ之を爲す事を許し、實際産額を以て各市場に依り公平に取引を爲す可きものとし、従前既に賣買契約の成立したる分に對しては至急其清算を爲すべき事を命

じ、今後は永遠に再び買青賣青の事情ある事を得ざるものとし、斯くの如く根本的に取締を爲し、奸商の投機を杜絶して農民の生計を維持せん。現に青苗生育し禁止を爲す可き時に在るを以て、責を各道尹に負はしめ縣知事を監督命令し告示を出して之を禁止せしめ、並に警團及郷區村正に嚴命し、一般農民に勸諭して隨時之を嚴査せしめ、若し故意に違反する者を發見したる時は直ちに處罰を爲さしめ、農民に於て其收穫以前に急に金錢を必要とする場合に對しては、各縣知事をして當該地方の事情を體察し法を設けて救済の道を講ぜしめられん事を請ふ。以上文書を以て申請を爲し、貴署の査閲を経て施行せられん事を請ふ。

民國十七年七月十三日財政廳長榮厚より前記の如き申請に接したり。依つて査するに買青賣青の行爲は純然たる投機に近く、且つ商人其利益を壟斷し、農民の害を受くる事淺からざるに依り豫め之を禁革して訟端を杜絶すべし。右財政廳に對して申請の通り處理する事を許し且つ此旨各別に命令を爲すを除くの外、茲に各該道尹に命令し之を所屬各縣知事に轉命して一律に遵守處理せしむ。茲に令す。(民國十七年七月十九日吉林公報第三八二六號に據る)右法令發布の眞意は稅源の確保と言ふ一面もあるが主として農民の保護と言ふ點に在つた様である。然ら乍ら之に代る何等の施設をも爲さず、永年の慣習を據つて來る所以を究めずして單なる一片の法令を以つて青田賣買の方法を禁止せんとするは殆んど不可能である事言ふまでもない。果して處々に於て右禁令に對する批難の聲が擧げられた。前述せる王氏の如きも其の一人である。斯くて麗々しき其の禁令も民の行ふ所ならず、其後に於ても依然として行はれつゝある。近來幾分か減少の傾向に在るは右の禁令に影響せられたのでなく左の如き經濟的原因に據つたものである。

思ふに青田買の妙味は開墾の當初及穀物の需要旺盛にして先高見込の場合を最大とする。何となれば開墾の當初に於ては農民は多くは何等の貯蓄を有せず、最も資金の缺乏に悩まされる時機であるからである。後者に就いては説明を要せざる所にして之の點を更に敷衍すれば、好況時代に於て妙味多く、不況時代には利する所僅少であることも言へる譯である。従つて近年來の不況に加ふるに左の如き一般的原因が作用して青田買賣が漸次減少しつつあるは當然の成行であらう。

- (一) 無智なりし奥地農民も蒙氣乍ら商賣の方法を覺え自己の損失を覺りつゝある事
- (二) 方糧棧の方にも、農民の性質が不良となり不渡の危険率増大と言ふ不利が生じつゝある事

こもあれ今年度の如き世界的不況と銀價暴落と各地に於ける需要不振に依つて穀價の暴落したる年に於ては青田買賣に依る契約は甚だ困難にして、現に穀價の先行きを見極め得ずして之を爲せる奥地糧棧にして相當の損失を蒙つたものは少くないと言はれてゐる。

少しく横道に外れたが以上に依つて農民と地方糧棧との間の取引關係は略明かにされたと思ふが、尙附記すべきは地方糧棧が雜貨其他輸入商品の取扱ひを爲す關係上、夫以外の取引關係も之を見得る事である。即ち夏期收穫前農民の困窮時期に於て、雜貨其他の必需品を掛にて賣渡し、收穫に際し穀物を以つて之を償還せしめると言ふ方法である我國の田舎に於ても日用雜貨の賣掛代金を出來秋、米を以つて返済すると言ふ方法が行はれてゐるが、兩者其の軌を一にして面白き對照であると思はれる。

三、輸出業者其他への賣却（下位蒐集組織又は仲商組織への讓渡）

以上糧棧が直接農民又は地方小糧棧の手を経て蒐集を爲す手段及方法等に就いて述べたのであるが、該貨物を輸出商、油坊、仲買商等に譲り渡す事に依つて糧棧の蒐集職能は完ふせられる譯である。以下現物及先物の兩者に分つて夫等と糧棧の間に於ける取引關係を明かにしよう。

(一) 現物取引

現物取引は更に之を取引所現物市場に於けるものと一般市中現物市場に於けるもの及び「老客兒」が糧棧に委託して買付ける場合の三つに分つ事が出来る。

取引所市場に於ける現物取引は長春及大連等に行はるゝ所にして、總て取引所規則に従ひ、一定の時間内に賣買兩當事者が取引所に集合して相對に依つて之を爲すのである。然し乍ら現物取引の多くは以下述べんとする一般市中取引に依つてゐる。

一般市中現物取引は其の殆んど總てが「經紀」の手を経て爲される。「經紀」は糧棧若しくは輸出商其他の使用者に非ずして全然獨立したる仲介業者即ち仲立人にして、多くは該地組合の認可を受け、賣買雙方より一定の口錢を收受して獨立の營業を爲すものである。借以上の「經紀」は指値を受けて常に賣買兩者の間を立廻り、値段の適合を見る場合は契約を結ぶのであるが、此の場合左の三つの方法がある。（主として滿鐵沿線に於て）

(イ) 合格物（保格）

滿鐵混合保管合格品にして、買方が買約を結ぶと同時に賣方は「賣條子」(賣渡證)を發行して「經紀」を経て買方に交付し茲に契約は成立するのである。

(ロ) 混合合格保證(代驗)

即ち混合保管に合格する事を條件として賣買を爲すものにして、買約後買方は直ちに現品を驗査し、合格すべきものと認むる時は「經紀」を経て賣方に通知し、賣方は直ちに「賣條子」を發行して賣買が成立するのであるが、品質不良にして合格の望みなき時は破約するのである。此の場合標準は一等品にして、特等又は二等に合格せる時は夫等格差を授受する取引所先物取引と同様である。此の取引は價格に變動なき場合に於ては比較的理想的の方法であるとされてゐるが、買約後價額に騰落を生ずる時は之を悪用する事がある言はれる。即ち買約後相場下落する時は買方に於て品物に言掛りを付けて破約する事あり、反對に相場昂騰する時は賣方は殊更に品質不良のものを提供して故意に破約せしめんとする事がある。

(ハ) 發送物(開條安)

前者即ち合格保證の弊害を除去せんとして生れたる方法にして、買約即ち賣買成立しなし、買約と同時に「賣條子」を發行する方法である。

以上市中一般現物取引に於ける賣方は言ふまでもなく糧棧であるが、買方は糧棧乃至所謂日本人特産商である。日本人特産商は往時特産配給市場に於て相當の地位を占め、糧棧及輸出業者の間に立つて、自己の計算を危険に於て賣

買を爲したのであるが、不況以來其の地位は轉落し、現在に於ては三井、三菱等の輸出業者の代理を受け、一定の口錢に依つて糧棧より買集めるに過ぎないと言ふ状態である。即ち仲買業と言ふよりも寧ろ仲次業と言ふを當れり爲す位である。従つて糧棧に對する代金の支拂ひの如きも、未だ現品を受取らざるに先づ支拂を爲さざる可からざる如き不利の立場に置かれてゐる所が多い。

第三は老客兒の手を經るものである。即ち特産時期に至れば輸出業者及油坊等の店員は「老客兒」にして各地の糧棧に滞在し、本店の指令に依つて直接糧棧より買取り又は一定の口錢を支拂つて買付の委託を爲すものである。

(二) 先物取引

糧棧と輸出業者等の間に於ける先物取引は主として取引所市場に於て爲されるが、現錢期豆の形に依つて行はれる事もある(取引所市場に於ける取引に就ては當課既刊「滿洲に於ける日本取引所」参照)

現錢期豆に依る取引は、此の場合に於ても前述せる集散地糧棧と地方糧棧との間に於ける取引と略同様にして、飛子を取交して代金を先拂し、三ヶ月以後位の先物を賣買するのである。

第二節 貯藏職能

一、概説

貯藏即ち穀物の保管は糧棧の行ふ職能中蒐集に次いで重要なものである。第一章に述べたる如く、貯藏職能が多

くは囤積の形を取つて其の廣大なる院内（構内）に爲され、外觀的に明かに看取せられる結果、糧棧其のもの、名稱も此の職能に依つて名付けらるゝに至つたのではないかと思惟せらるゝ程である。

儲經濟組織の發展は配給過程に於ける貯藏職能を分離せしめ、夙に倉庫業として獨立の營業を爲し、現今に於ては大小都市を問はず其の活動を見てゐるのであるが、滿洲の穀物に就いては何故に主として問屋業たる糧棧が自ら自己所有の穀物を保管し、尙進んでは他人の爲に之が保管の任に當るのであるか。思ふに夫には諸々の原因が伏在するであらうが、大略左の如きものを擧げ得る。

- (一) 貨物の性質上、一定の出廻期に一時に多量が出出される結果、營業倉庫は其の需めに應じられない事。
- (二) 而かも滿洲に於ける此種營業倉庫たるや微々として振はざるの現状にある。（尤も糧棧の行ふ囤積保管が穀物倉庫の發達を阻害する一面もあるが）
- (三) 滿洲に於ては他地方に比し雨量少なく、必ずしも建築物内に保管を要せず、院内に於ける保管を以つてしても充分に其の目的を達し得る。
- (四) 相場場の關係に依れば、比較的長期間手持ちを爲すの必要あり、斯くては一般倉庫乃至滿鐵の行ふ混合保管の保管料に比し囤積は遙かに採算的である。
- (五) 而かも倉荷證券に依る程の便宜はなくとも、各金融業者は囤積を擔保として資金の需要に應じ、金融の道にも事缺がない。

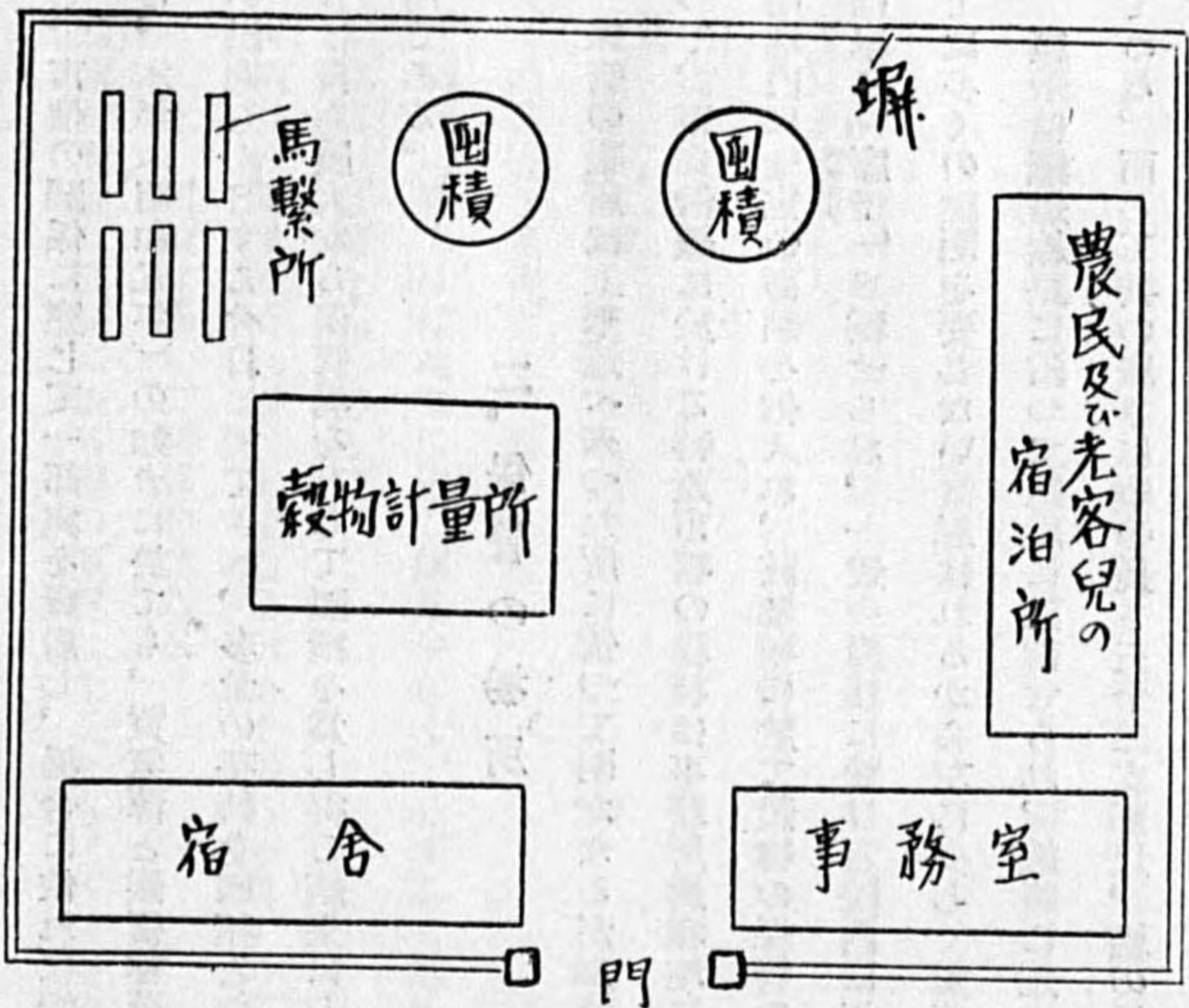
斯くて糧棧は顧客の需めに應じ、或は自己の計算に於て出来るだけ多量の穀物を買取り、之を自己院内に囤積し爲し、市價の關係に應じて一部宛を賣崩し、場合に依れば端境期又は新穀の出廻る頃迄も多數の囤を所有するものである。本年（昭和五年）の如きに於ても、買氣薄と銀價暴落の結果穀物の價額が相對的に暴落し、爲に糧棧は正に新穀の出廻らんを今日に於てさへ、多量の手持を囤積となし市場への出荷を躊躇してゐる言はれてゐる。斯くの如きは自ら廣大なる保管場を有して囤積を爲し得る結果にして、一々營業倉庫に寄託を爲す場合には到底實行し得ざる所である。

二、保管の場所

保管の場所は上來述べ來つた所に依つて明かなるが如く糧棧の院内である。然し乍ら之は主として南滿に就てであつて、東支沿線に於ける特産市場の糧棧は事務所所在地に廣大なる院内を有するものは少く、其の殆んど總ては鐵道用地内に一定の區劃を借入れ、該地域に於て穀物の保管を爲し、現物買買を爲してゐる。之等の區域は「糧廠子」又は單に「廠子」に稱せられ、一般の糧棧に於ける院内に相當するものである。南滿に於ける糧棧の院子（院内）に就ては多くの説明を要しないと思はれるから左に少しく安達に於けるものを主として廠子の詳細を述べよう。

廠子は鐵道線路に沿つて矩形に區劃せられ、線路に近きものを頭號廠子と呼び、後側の遠きものを二號廠子と稱してゐる。而して其の廣さは縦の長さ三十三支那尺、横の長さ六十六支那尺であるから、之を邦尺に換尺すれば（一支那尺は一・一八邦尺）縦三八・九四尺、横七七・八八尺となり、即ち我八十四坪半に相當する譯である。此の面積に

糧棧院内の略圖



對し、各糧棧は一ヶ月一區劃の賃借料として、二二・七五金留、他に手数料として一〇金留 計三二・七五金留を支拂つてゐる。

各糧棧は其資力營業の範圍に依り、相隣接せる廠子二、三個又は四、五個を借入れる事は自由である。而して各れも廠子内に粗末なる監視小屋を建設し、此處に監視人を起居せしめて保管中の糧穀を監視せしめ、又此處に於て糧穀の賣買を爲すのである。

以上は安達に就いてであるが、滿溝に於ては安達が二號廠子のみ單獨の借入れを爲さざるに反し、屢々之を爲す事があるを除けば他は略々同様であるが、只哈爾濱の所謂糧廠子區域八區に於ては廠子の廣さ等も安達、滿溝に於けるが如く一定せず、其の賃借料も位置に於て多少の差あり尙一般的に沿線に比較して二割内外の高値であると言はれてゐる。

三、保管方法(圖の詳細)

糧棧の爲す穀物の保管方法は全體之を左の三に區別し得る。

(一)堆 きは裸のまゝで堆積する方法、即ち撒積の事を指稱する。此の方法は次に述ぶる塚と共に、北滿地方に於ける一部に行はる、のみで、一時的の保管方法である。主として大量の保管に適し、百車内外のものも珍らしくない。

(二)塚 塚は麻袋詰となつた穀物の保管方法にして、濕潤を防ぐ爲に底部に木材を置き、其の上に麻袋詰穀物を適當なる方法に依つて積重ね外部を雨水除けのアンペラを以て圍むのである。而して其の容量は少なきは一車より多きは六七十車の多量が一ヶ所に保管される。保管の際既に麻袋詰とされてゐる關係上、搬出處分には容易なるも、長期間の保管に適せない。参考迄に東支西部線安達に於ける作塚費用を擧ぐれば左の如くである(單位千布度六十車塚、哈大洋)

津子(塚底に布く丸太)	四〇〇本	一本〇〇	三〇〇〇	上塚(横上苦力賃)	二、〇〇袋	一〇〇袋	一、〇〇八
蓆子(覆ひのアンペラ)	七〇枚	一枚一〇	一、二五〇〇	封塚(覆ひ苦力賃)	一車〇〇	三、〇〇〇	
麻繩子(麻糸)	〇	〇	〇	計	〇	〇	一、〇八六

以上の内使用回数は蓆子約八回、蓆子約三回であるから、之等を一回當りに割當てれば七百四十元内外である。

以上堆及塚は北滿の一部に行はるゝに過ぎず、言はゞ例外的の保管方法であつて、南滿は勿論其他一般に糧棧の行ふ穀物保管方法は其の殆んど全部が以下述べんとする圓積に依る言つても差支へない。

(三)圓積 圓積は木材、高粱桿、アンペラ、葦等を用ひたる圓筒形又は缺頂圓錐形の穀物保管所の中にバラにて穀物を

保管する方法である。言ふまでもなく長期保管に適し、麻袋資金を固定せしめず、又麻袋の損耗を免れ更に鼠害、虫害等を受くる事麻袋詰保管に比して少なく、頗る好適なる保管方法である。而して其の容量は三車、五車乃至九車の範圍であるが、九車圍を見得るのは北滿のみで、南滿に於ては主として三車内外の圍が作られてゐる。

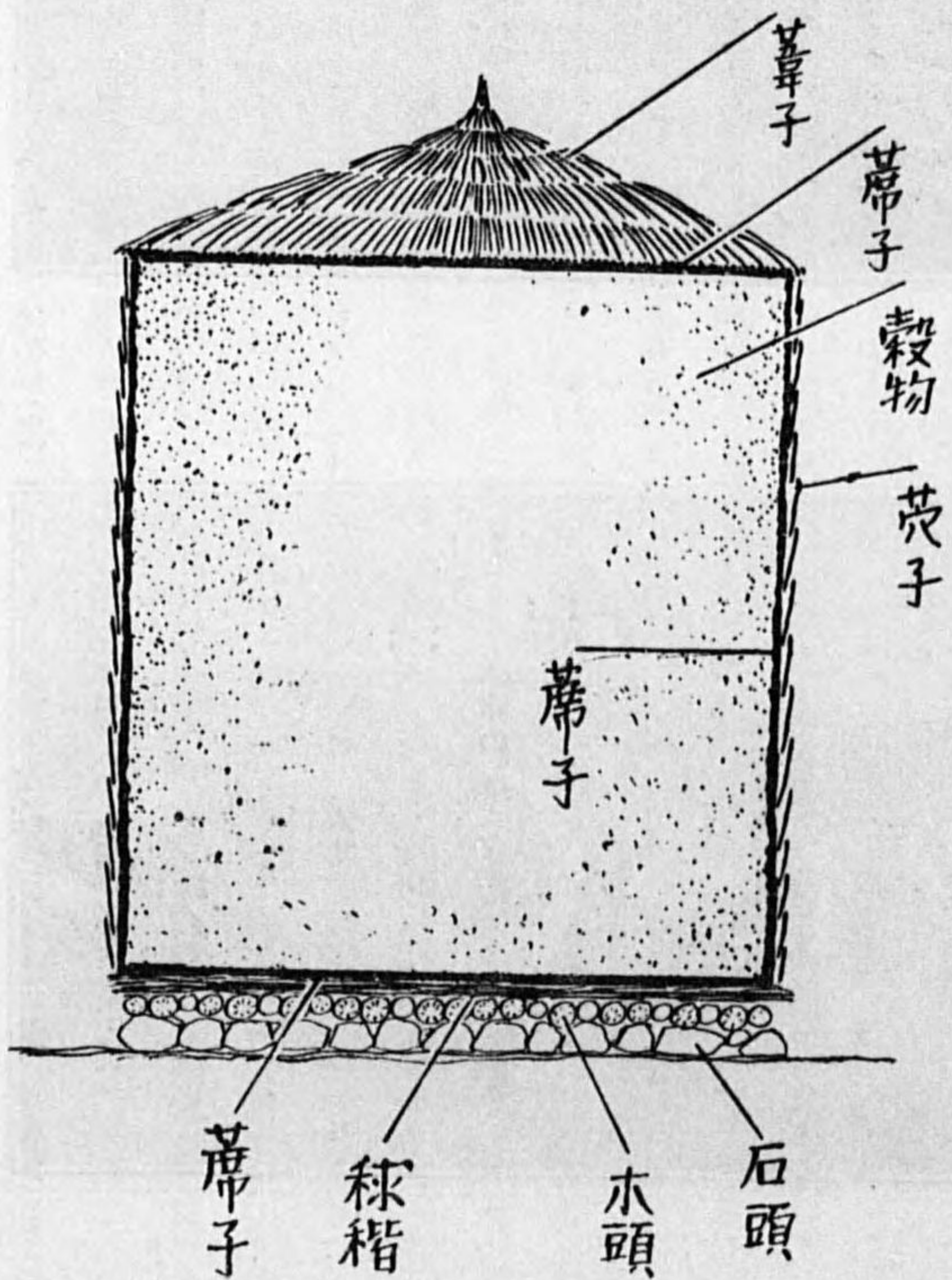
先づ圍積作製の順序を見るに、隣接圍より三尺内外の間隔を置いて位置をトし、五寸位の高さに木頭(木材)を圓形に敷き並べ、其の上に秫楷(高粱桿)を敷き詰め、更に其の上を蓆子(アンペラ)にて覆ひ、高粱桿を以つて編んだ幅一尺長さ十丈位の大きさを有する葦子(又は藎子)を以て圓筒形の外廓を作り、穀物を投入しつゝ、内部を蓆子(アンペラ)にて圍ひ順次上部へ巻上げ、最後に上部を蓆子にて覆ひ、葦子(葦)を以つて防水用屋根を作るのである。而して雨期に於ては圍の外部を更に蓆子又葦子を以つて圍ひ、側面よりの雨水の浸入を防備する。以上の外土地濕潤の場所に於ては木材の下に更に石を積み重ねて底部の腐敗を防ぐ設備を爲す事もある。然らば以上の如き圍積を爲すに幾何の材料及費用を要するか、以下三車内外の圍に就きて大體の標準を求めぬ。

先づ長春に於ける某糧棧の採算を見るに、(單位鈔票)

葦子	千斤	百斤	一〇〇	一〇〇〇	蓆子	二五枚	一枚	一〇	二七・五
道木	二五本	一本	三〇	七・五〇	秫楷	五百束	百束	一〇〇	五〇〇
葦子	四〇塊	一塊	一・五〇	六〇〇〇	葦子	二〇連	一連	八〇	一六〇〇
計									一二六〇〇

次に安達に於ける某糧棧の採算は、(單位哈大洋)

圖面斷の圍

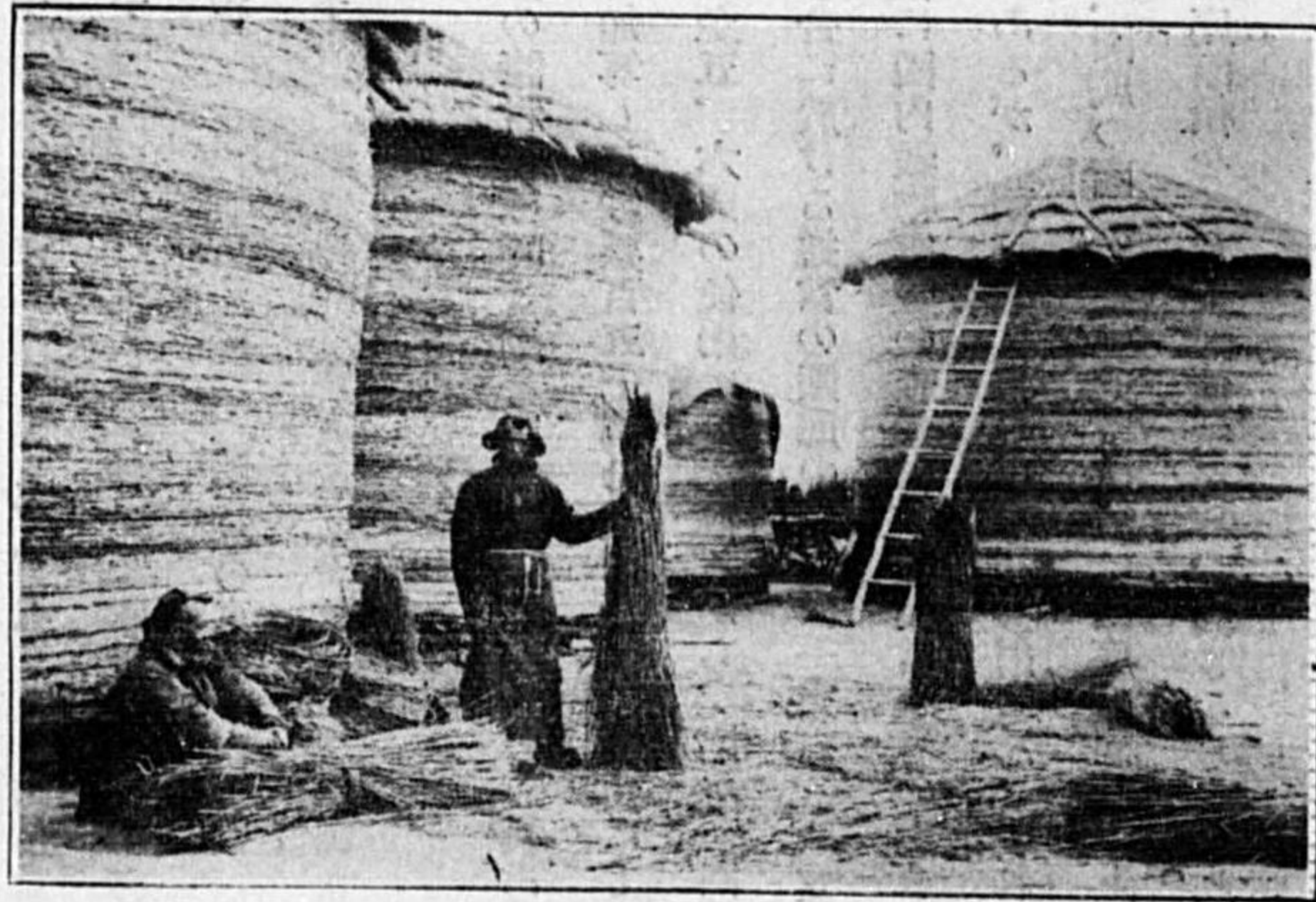


註 圍に對する穀物の

出し入れは梯子又は平板を以て足場を作りて爲す。

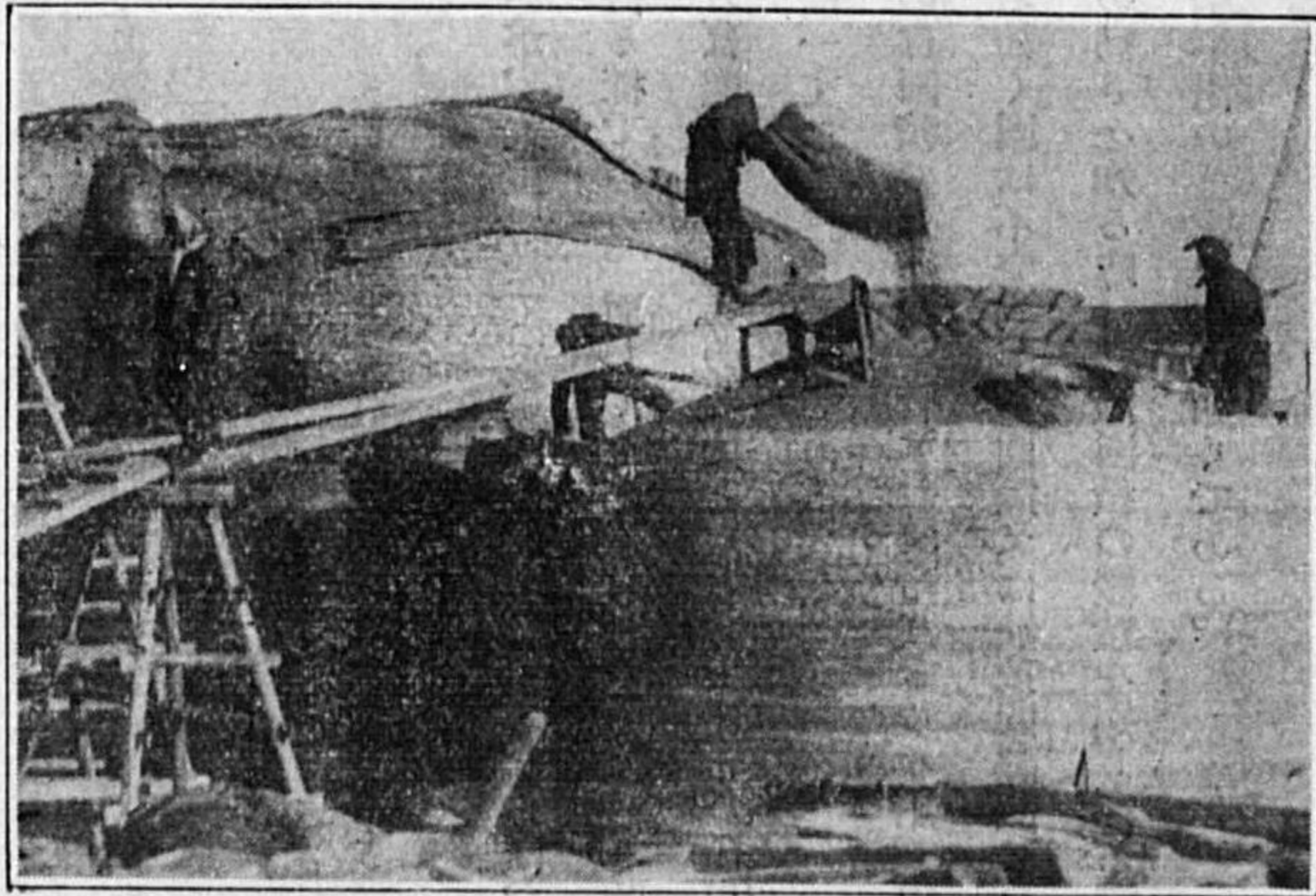
第四章 糧棧の職能

圖の圖

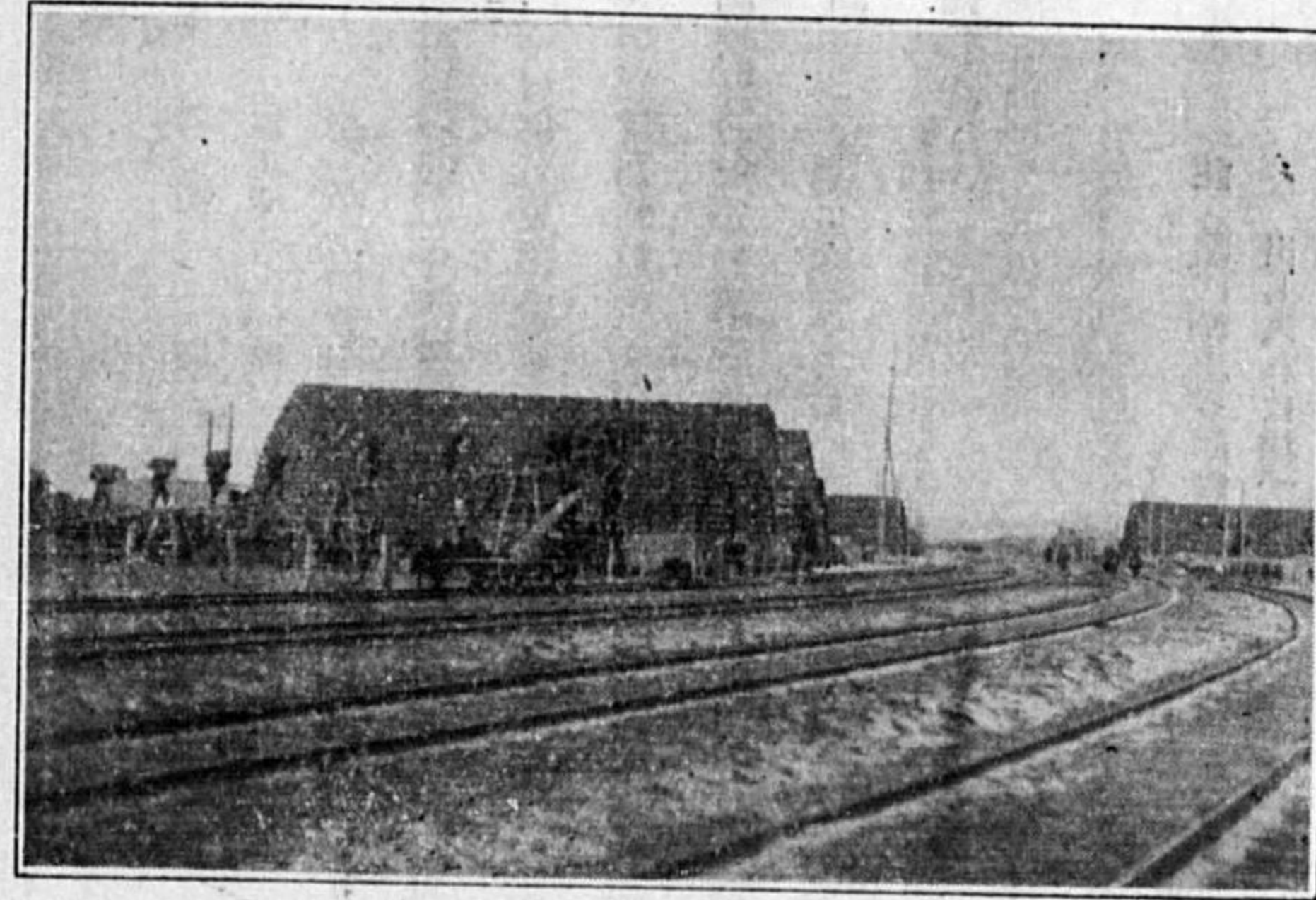


圖積作業

五三



滿洲に於ける糧棧
糧廠子に於ける塚



同堆

五二



滿洲に於ける糧棧

俾子	一六〇布度	一布度	●三二五	五四	五二〇〇元
茨子	五〇塊	一塊	二〇〇		一〇〇〇〇
葦子	三五連	一連	一〇〇		三五〇〇
秣稽	一五〇束				一〇〇〇
蓆子	三五枚	一枚	一・六〇		五六〇〇
計					二四四〇〇

以上の諸材料は時と店に依り幾分の差異あるは免れないが、大體に於て三車圓を標準とするならば、之に苦力賃を加算して鈔票百五十圓乃至二百圓の範圍にて新に作製し得る様である。而して上述諸材料の中秣稽を除けば三四回乃至五、六回の使用に堪え得るから、之を一回分に割當つれば四分の一内外の費用となる譯である。尙以上三車圓の場合に於ける通常の圓底の直徑は一丈六―八支那尺、高は一丈二―三支那尺である。

最後に圓内穀物容量の査定は、糧棧當事者の如き慣れたるものは圓積の外形を一瞥すれば略其容量を知り得る言ふ事であるが、稍正確に其の車數を算出せんすれば、前述せる如く圓は不完全作ら圓筒又は缺頂圓錐體に見做し得るから、圓底の面積、其の高さ、或は圓底の面積、上部面積及其の高さを知る時は當該圓積の體積を知り得る譯である。今圓の底面積をS、上部面積をS'、高さをHとすれば兩者の體積算出の公式は左の如くである。

$$S \cdot H \dots \dots \dots (1) \text{圓筒の體積}$$

$$\frac{1}{3} (S + \sqrt{S S'} + S') H \dots \dots \dots (2) \text{缺頂圓錐形の體積}$$

右の公式に従つて底直徑一丈七支尺、高さ一丈二支尺の圓筒形圓及び底直徑一丈八支尺、上部直徑一丈六支尺高さ一丈二支尺の缺頂圓錐形圓の容量を計算すれば各左の如くである。

$$(1) \quad 17 \times 1.18 = 20.96 \text{ 邦尺} \quad 12 \times 1.18 = 14.16 \text{ 邦尺}$$

$$\left(\frac{20}{2} \right)^2 \times 3.1416 \times 14.16 = 4448.5056 \text{ 立方邦尺} \dots \dots \dots \text{圓の體積}$$

$$40 \times (3.3)^3 = 1437.48 \dots \dots \dots 30 \text{ 連一車の容積} 40 \text{ 立方米を立方邦尺に換算せるもの}$$

$$4448.5056 + 1437.48 = 3.994 \dots \dots \dots \text{前例圓の容積車數}$$

$$(2) \quad 18 \times 1.18 = 21.24 \quad 16 \times 1.18 = 18.88$$

$$\frac{1}{3} (10.62^2 + 10.62 \times 9.44 + 9.44^2) \times 3.1416 \times 14.16 = 4480.39392 \dots \dots \dots \text{圓の體積}$$

$$4480.39392 + 1437.48 = 3.11 \dots \dots \dots \text{前例圓の容積車數}$$

即ち以上兩者共約三車なるを知り得るのである。

四、保管料

糧棧院内に於ける圓積保管は、糧棧が自己所有の糧棧に就いて爲す場合と、顧客の依頼を受けて之を爲す場合とがある事言ふまでもない。後者の場合には糧棧が倉庫業者の立場に立つのであるから、當然倉敷料を收受する譯であるが、元々該糧穀は賣買の委託を受けたるもの多く、之を行はんが爲の補助的行爲に過ぎない。従つて保管料の收入の

如きは糧棧の多く留意する所ではない。

即ち年内(舊)に於ては全然之を徴收せず、年改つても尙寄託を繼續する場合は舊曆三、六、九月の三期又は三、六、九、十二月の四期に分つて、一石に就き銀四、五錢乃至十錢を收受するのである。但し六月は雨期に際し、土地濕潤にして囤底腐敗の恐れあり、手敷を要するこの意味に於て他期に比し倍額の保管料を徴收するが普通である。然し乍ら以上の如き保管料も、密接なる關係を有する顧客に對しては之を適用せず、全然徴收を爲さざる糧棧もある。次に「扣斗」即ち目減りであるが、舊年内處分のものには一切適用せず、年が改つて直ちに適用するもの、舊四月一日より又は舊五月一日より適用する等場所に依つて幾分の差異を見るが、其の率は普通「九八扣斗」即ち一石に就き二升を差し引き九斗八升を渡す慣習である(保管料及扣斗の實際に就いては附録沿線主要地の糧業交易章程参照)

五、囤積と混合保管との比較

大正八年十二月一日以降、滿鐵は全線を一區域として包括する大豆混合保管制度を實行してゐる。而して同制度が賣買取引に、金融に、規格統一に多大の便益を齎しつゝ、ある事は既に當業者の熟知する所である。

然るにも拘らず、今尙出廻りの少なからざる部分が混保證券として手持されず、至る所の糧棧の院内に囤積して見出さるゝのは何故であるか、思ふに囤積が混合保管に比し左の如き利點を有するが爲であらう。

(一) 囤積の保管費用乃至保管料は混合保管に比し遙かに底率にして、長期間の保管に適す。現在實際に行はるゝが如き長期間の手持を、混合保管寄託に依つて爲すならば其の倉敷料は蓋し多大の金額に上るであらう。

(二) 混合保管に寄託するには麻袋詰にしなければならないが、囤積は麻袋を要せず、即ち夫丈資金の固定を防止し得る
(三) 金融の點に就いても混保證券程の利便は得られないかも知れないが、囤積を擔保として日本側、支那側を問はず各金融業者は資金の需要に應じてゐる。

(四) 囤積として端境期まで手持する時は、往々にして大連と奥地間の相場の逆鞘を利用して、混保物として大連で賣る以上の相場にて奥地にて賣り得る。

以上の如き探算の見地より爲す外、一面には多年の慣習に依つて隨性的に行はれつゝ、あることも見られる。即ち混合保管制度實施以前より多くの糧棧は其の構内に廣大なる院子を有し、囤積を爲す事に依つて土地其他に對して何等の苦痛を感じないのである。

之を要するに比較的短期間の保管は混保に寄託する事あるも、長期間の大豆混保及び其他の糧穀に就いては囤積を爲すものと見て差支へない。

第三節 金融職能

一、概説

我國を首め多くの國に於て、農業金融は商工業金融に比し一般に其の發達の度合は遅れてゐるのを普通とする様であるが、滿洲に於ては、殊に支那人農民に對する金融機關の發達は殆んど言ふに足りない有様である。即ち儲蓄會、

雜貨商、當舖（質屋）及び糧棧が主なるものであつて、専門の金融業者たる銀行等よりは殆んど顧られない現状である。従つて青田賣等窮餘の策に依つて當面の急場を凌がんにするのであるが、又一面問屋たる糧棧の融通を受くるに至るものである。

以上の如き支那人農民金融の全般に亘つては尙研究の餘地はあるが、茲には只糧棧よりする資金の調達、換言すれば糧棧が農民に對して行ふ金融職能に就いてのみ述べる事にする。尙稍所を得ぬ憾はあるが、糧棧の資金調達、即ち金融業者其他よりする糧棧の資金借入事情に就いても便宜上併せて本節に記述せんことを欲するのである。

二、地方農民への貸出（糧棧の授信行爲）

由來農民の資金需要は春期に於て起る事が多い。即ち耕地の費用、家畜購入又は借入れ費用、人夫の雇傭料、種子及肥料の購入費用等に充當するものである。従つて糧棧に對する借入れ申込みも多くは春季にして、十月收穫穀物の賣却に依つて之を返還する順序なる譯である。

而して貸付の形式に信用に依るものと擔保に依るものと二種がある。信用貸は土地の有力者又は前述せる「搗働人」或は「接地的」「經紀」等が保證人となつて行はれるものにして、利率は月約二分を徴收し、擔保貸に比し稍高率である。擔保貸は地券又は家屋を擔保として一定の保證人を立て、爲されるものにして利率は月一分五厘内外である。而して以上擔保に關しては長春及以北には地券多く、それより南には家屋を以つてするものが多いと言はれてゐる。以上兩者共證書貸付にして、貸付と同時に左の如き借用證書を差入れしめる。

立借券人 某々今借到	承保人 某々印
○○實號名下大洋○○圓言明按月利息一分五借至	立借券人 某々印
○月本利如數清還至期不交保人清還	
以地契幾張計地○○畝作押	
○○實號台照	
中華民國 年 月 日	

次に貸付期限は當初の契約に依り一定しないが、多くは收穫後に於て返濟せられるものであり、長期に亘る場合に於ては利子は三ヶ月毎に支拂ふのが普通である、尙從前聚貨競争の激烈に行はれた時代に於ては、無利子にて資金の融通を爲したと言はれてゐるが、現在の如く主として現大洋單位に依つて貸付を爲すに至つてよりは、前述の如き利子を收受するに至つたのである。

いづれにしても糧棧の斯くの如き生産者に對する資金融通が、其他の間屋制度の場合に於けると同様に一つの強味

ではある。

三、糧棧の資金調達（糧棧の受信行為）

糧棧に於ける資金の需要は舊歴六、七月頃に起り出廻りの終期たる三、四月まで續けられる。即ち六、七月頃の初期に於ては現錢期の爲の資金として需要せられ、多くは「飛子貸」と稱する信用貸の形式を取り、穀物出廻り以後に於ける資金の需要は専ら買入れの爲に喚起されるものであつて、多くは「國貸」と稱する擔保貸の形式を取るものである而して糧棧の之等需要資金調達の可否は直ちに其の營業に影響を及ぼすものなる事言ふまでもない。

然らば之等資金を糧棧はどの方面から如何に調達するか言ふに、聯號關係からする一部を除けば他は盡く銀行業者、倉庫業者及び取引所信託會社の三者よりであると言ふも差支へない。以下之等三者よりする資金の借入れに就いて概説を試みる。

(1) 銀行業者よりの借入

銀行よりの借入れは前述せる如く信用に依るものと擔保によるものと二種がある。

(i) 信用借 信用借は夏期現錢期豆の資金として借入れられるものなる事前述の如くであるが、言ふまでも無く何等擔保を提供せずして一名又は二名の保證人を立て、銀行に申込むのである。銀行は申込人及保證人の信用を調査し、適當と認むる時は糧棧が地方糧棧より收受する「收飛子」を證據として差入れしめ、左の如き借用證書を取り、即ち普通證書貸付の形式に依つて貸出すのである。

信用借用證書

立信用借帖人

銀金

今與株式會社某銀行借到
圓整左列約款均願遵守

計開

第一款 利息每百圓按日 行息

第二款 本利約至昭和 年 月 日如數還清以照信守

第三款 本利均送在貴行交付以免遲悞

第四款 承還保證人與本借主均須連帶負擔本約款內應履行各項之責萬一本借主無力償還之時本承還保證人情願負擔代償之責不得推諉虧累貴行

昭和 年 月 日

住所

本立借帖人

住所

承還保證人

株式會社 某銀行 台照

然し乍ら只長春に於ては大正十三年頃より、信用貸は證書貸付に依らず約束手形の割引に依つてゐる。

資金の性質上期限は割合に短期にして、三ヶ月乃至四ヶ月を限度とし、形式上二ヶ月を以つて一期とし、一度の切換へを爲してゐる。利子は擔保借りに比し幾分か高率にして日歩三錢乃至三錢五厘である。

尙場所に依つては貸付の當初に於て、期限終了後又は一定の期日に國積を擔保として差入れしめる契約、即ち信用貸より擔保貸に乘替へるが如き契約を結び、其の旨を記載せる飛子を豫め差入れしめる所もある。以上信用貸は要するに信用確實なる糧棧に對して行はる、所にして、糧棧に對する貸付金額の二割乃至四割を占むるに過ぎないと言はれる。擔保借 之に反し擔保に依る借入れは六割乃至八割を占め、而かもその多くは國積に依るものである。

國積擔保に依る借入資金は、出廻盛期に於ける現物買入又は取引所市場に於ける買付の爲の證據金として充當するものであつて、一名又は二名の保證人を立て、更に自己院内に國積せる糧穀を擔保として銀行に申込むのである。銀行は申込糧棧及保證人の信用調査を了したる後、貸付に應ずる場合は糧棧院内に到り、現實の糧穀に就き検査を爲すのである。此の場合に於ける擔保價額の基礎を爲す國の容量に就いては、大體に於て糧棧の申告或は控帳を信用して間違ひないと言はれてゐるが、詳細なる容量を知らんとする時は前節に掲げたる公式に依り算出する譯である。斯くて知り得たる擔保價額に對して銀行の貸出高は、八割を最高とし、信用に應じて七割乃至六割の場合もある。

而して銀行は右の國積に對し「某銀行押品」なる文字を記載せる木札を見易き場所に掲げて二重擔保となるを防ぎ更に貸付金額の一割増位の金額にて火災保險に附せしめ、然る後左の如き借款證書及び保管證書を差入れしめて貸出を爲すのである。

借款證書

正

- 一、右項借款遵照左列各條借到是實
- 一、本利至 年 月 日 日一併還清決不短少
- 二、借款利息按照 每日 繳付不悞遲期利息亦同
- 三、敝號爲擔保右項債務情願將末尾開列讓渡與貴行並正式交與貴行不與敝號相干
- 四、如到期拖欠時貴行不必發通知書任憑貴行變賣抵押品以充本利及諸費用毫無異言如有不足時必爲追償清楚之
- 五、變災故障或因時價低落不足擔保價格時遵照貴行之請求立即續交擔保或繳還借款悉聽貴行之便倘不遵辦雖在期前無論如何變賣並無異言
- 六、抵押品除擔保本借款證書債務外並承認擔保現在及將來借主對於貴行一切之債務
- 七、對於變賣抵押品之方法價格時期及充付本利各項並無異言
- 八、保證人不論擔保之有無或變更與否概與債主連帶負擔履行本借款證書之責

國積

內計

石 石 石
 字 字 字
 號 號 號
 年 月 日

所在

住 住 住
 所 所 所
 保 保 保
 證 證 證
 人 人 主

株式會社某銀行

台照

第四章 糧棧の職能

以上は主として南滿に於ける慣習であるが、北滿に於ては少しく事情を異にする。即ち銀行は借款證書を差入れしめるのみで、保管證書は之を取らない。借款證書の文面は略同様にして、文中擔保物の處分權に關しては明文に依り之を確保してゐるのであるが、只保管に關しては何等明文を取交さない。換言すれば銀行は糧廠子又は院内に保管せられたる擔保穀物に對して、形式上何等借手側に保管上の責任を負擔せしめないと言へるのである。之に關して實際上に於ては大した紛議を醸さない様であるが、擔保物件確保の上からは南滿の如く保管證書を差入れしめるが妥當ではないかと言はれてゐる。尤も各地共一週一回乃至二回の見廻りは之を爲すといふ。

次に國貨に依る利子を見るに信用に依るものよりは幾分低率にして、普通二錢七、八厘乃至三錢二、三厘位である其の期限は前者同様三ヶ月乃至四ヶ月であるが、殆んど期限到來前に還濟を爲す様である。

以上は糧棧の擔保借入れの場合に於て最も重要な國擔保借入れに就いて述べたのであるが、右の外擔保借入れとしては、不動産擔保借入、混合保管證券擔保借入、貨物引換證券擔保借入等がある。然し乍ら之等は糧棧に取つては重要な資金調達方法に非ず、且つ一般的のものであるから茲には其手續其他は省略する。

借以上に於て銀行よりの資金借入れ状態を述べたのであるが、最後に借入れ貨幣の種類に就いて一言すれば、日本側銀行よりの借入れは其の七割内外が金票であり、残り三割内外が鈔票であり、現大洋及其他の地方通貨は極めて稀であるが、支那側銀行に就いて資金を求むる場合は之に反して現大洋及其他の地方通貨を給せられる事言ふまでもない。

(2) 倉庫會社よりの借入

倉庫會社よりする資金の借入れは信用に依るものは皆無にして、盡く糧穀を擔保するもの、換言すれば自己所有の糧穀を普通保管又は出保管に寄託し、該倉荷證券を見合する擔保借りである。而して現在の所國際運輸會社のみに依つて行はれ、南滿に於ては四平街を本據とし四洮沿線及び專用線に於て現大洋又は金票に就いて行はれ、北滿に於ては哈爾濱を本據として安達、滿溝等に於て金票に就いて行はれてゐる。南北滿共其の慣習は略同様であるから、以下北滿を主として糧棧の糧穀擔保借入れに就き概説しよう。

先づ將來の買付其他に資金を要する糧棧は、既に買付たる糧穀を擔保して、資金の融通方を國際運輸の奥地營業所に申込むのである。營業所に於ては申込者及保證人の信用を調査して書類若しくは電話を以て哈爾濱支店の許可を得、然る後に借主をして寄託申込書及び左掲の如き擔保物差入證（存執約據）借用證書を作製せしめ、之に入庫報告書及擔保調書を作製添附して交付するのである。斯くて借主は自身之等を携へて出哈するか、若しくは滯哈中の「老客兒」に一件書類を送附して證書面の金額を受取らしむるかするのである。言ふまでもなく寄託申込書及入庫報告書は倉庫係に於て倉荷證券に切換へられて保存せられるのである。

金計分
...

貸付金
No.

立借帖

今在哈爾濱借到

國際運輸株式會社名下

言明

每按日

行息情願將

作爲抵當約至昭和 年 月

日欠帖撤回即照所欠之款如數清還如有愆期憑持欠

帖者將

變賣倘或價值低微賠償不足另行設法彌補如不到期押貨價值低落之際接貴需應該還清此款如不付還
或再添補押貨亦可此二者若不能行之時及萬一有變災而呈奇態於押貨則不拘期限本利一併清還照以
上各節倘有不償等情均有保人一面承管決不推諉恐後無憑立此爲據

立

昭和 年 月 日

保證人

存執約據(擔保物差入證)

- 一。名目及名裝
- 一。件數
- 一。價值
- 一。地點
- 一。倉庫證券種類
- 一。倉庫證券發給月日

上開之貨物係承認貴公司之營業章程而寄託者當經收到所發給之倉庫證券因與保證人負連帶之責任切實履行下列各條件

- 一、關於貨物保管上應需之地點勞力並器具等均不取費用以供貴公司之使用
- 一、若因貴公司之方便上須將貨物改裝搗堆或變動保管地點時則以我等之費用依照貴公司之指揮從速實行之
- 一、苟非將倉庫證券呈繳貴公司或得有貴公司之免許後不得擅行貨物之改裝搗堆或搬出等一切移動貨物之事
- 一、對於貨物之火災保險以我等之費用由貴公司與有特約之保險者訂立保約我等決無異議
- 一、保管費及其他各項費用一經貴公司催繳時則必立即照付
- 一、凡寄託之貨物如生有何等損害時則不問其損害是在寄託期內所生者與否皆由我等負其責任
- 一、如因寄託之貨物致令貴公司受有損害時則必即時賠償決不稍有遺累貴公司之處

恐後無憑特立此約存執爲據

昭和 年 月 日

住 寄 住 保 住 寄 住
址 人 址 人 址 人 址 人 址
保 證 人 保 證 人 保 證 人
收 執

國際運輸株式會社

收執

尙普通保管の場合には保證人は一名、融通額は證券面額の六割乃至八割に及び、言ふまでもなく擔保物差入證の必要を見ないのであるが、之に反し出保管の場合には二名の保證人に連帶保證を爲さしめ、融通額も六割内外を出でないと言はれてゐるが、其の重要さに於ては普通保管は遙かに出保管に及ばず、其の數量、金額等に於ても全體の一、二割を占むるに過ぎない。利子は一樣に三錢乃至三錢五厘にして、擔保物に對して火災保險を附せしむる事其他の場合と異ならない。

以上が倉庫會社よりする資金借入れの概略であるが、其の出保管の場合に於ては、銀行業者の圓擔保形式上大した相異はないのであるが、銀行は多くの場合保管證書を徴收して、保管の責任を借主に負擔せしめるに反し、倉庫業者は其の盡くを寄託せしめて倉荷證券擔保の形式に依つて融通する結果、擔保物保管の責任を負擔し、従つて原則として規程通りの保管料を徴收するのであつて其の實質には大なる差異があると言ふべきであらう。

(3) 取引所信託會社よりの借入

滿洲に於ける關東廳取引所の附屬各信託會社は、其の營業科目として清算事務、證據金の徴收及違約賠償の責に任ずる外、取引人に對して其の取引に要する資金の融通を爲す業務をも營んでゐる。従つて取引所信託より資金の融通を仰ぐ糧棧は該取引所の取引人たる者に限られてゐる譯である。

而して此場合に於ける借入れの形式其他は銀行よりの場合と同様であるが、圓積を擔保とする擔保貸出に限られてゐる様である。信託の貸出に應ずる資金は本證、追證其他の諸證據金を以つて之に充つるものであるが、貸出され

たる資金も多くは直ちに該糧棧の先物賣買に對する證據金として信託に積立てられる。

貸出される資金は金票、鈔票が多く、場所に依つては其地流通の地方通貨を以てされる事もある。利子は一般に銀行よりも高率にして、従つて普通の場合糧棧は先づ銀行に就きて資金を求め、止むを得ざる時は信託に依るものであると言はれてゐる。

以上銀行業者、倉庫業者及取引所信託の三者の外時として錢莊、票莊及び銀爐等支那側舊式金融機關に依つて資金を求める場合もあるが、斯くの如きは非常に稀にして、之等は主として爲替決済機關として役立つに止まつてゐる様である。

第四節 分散職能其他

糧棧が分散職能に依つて配給組織に参加する場合は、之迄述べたる所と全然趣を異にし、主として綿糸布、雜貨等の如き輸入品市場に於てである。従つて夫は糧棧の主たる職能を爲すものでなく、從の從たるものである事言ふまでもない。而かも今日の都會地に於ける糧棧の如き專業化せるものに於ては其の傾向は極めて稀薄である。

多くの場合彼等は輸入雜貨の輿地分散に對して周旋の勞を取るに止まる。而かも該周旋行爲たるや、一面に於ては彼等が糧穀蒐集に對する努力の一現れとも見る事が出来るのである。即ち地方農民は自己の馬車を驅つて遠く都會地の糧棧に出貨する場合、其の歸途に於ては徒らに空馬車を擁して歸る事の不利を忍ばなければならないのである。此

の場合若し該糧棧が地方糧棧若しくは雜貨商に送らるべき雜貨其他の運搬を周旋するならば、地方農民は空荷の不利を免れ、其れを非常に徳とする譯である。

斯くの如く專業化せる都會地糧棧が或は關與せざるか、又は間接的に分散に與るに反し、地方小糧棧は兼業として之を行つてゐる。即ち糧棧であると共に「糸房」「粉房」等の看板を揚げて、地方農民に對する之等の商品の小賣に任ずるのである。

以上孰れにするも分散職能は糧棧が糧棧たる爲に起る本質的のものに非ずして派生的なるもの、一に過ぎない。

以上數節に亘つて糧棧の行ひつゝ、ある主なる職能を叙述したのであるが、尙其外に於ても旅舎業、馬車宿及び兼業として錢舗、油坊、磨房、燒鍋（燒酒釀造）等を營みつゝ、あるものも少なくないが、之等は糧棧本來のものに非ざるを以て茲には觸れない事とし、旅舎業に就いて一言する。

通常糧棧の一營業として旅舎業をも爲すと言はれる。而して其の言ふ所は多く輸出業者及び同業糧棧等の「老客兒」を宿泊せしむるのを指稱してゐるのである。然し乍ら「老客兒」を宿泊せしむるの多くは宿泊費を徴するものに非ず好意的に居室及び食事を提供するものであつて、之の場合に於て旅舎業を營むと言ふは妥當でないと思はれる。只都會地糧棧の一部及地方糧棧に於て馬車宿を兼營する場合に於てのみ此の言葉が當て嵌るのである。

参考文献

横濱正金銀行調査課編

「開原糧穀取引事情」

滿鐵公主嶺地方事務所編

「公主嶺の特産」

滿鐵調査課編

「北滿に於ける特産物擔保貸出」

滿鐵商工課編

「滿洲特産物取引指針」

滿鐵調査課編

「北滿に於ける大豆・麻袋の採算」

第五章 近代に於ける直接配給運動と糧棧

第一節 緒言

直接配給運動、換言すれば夫れは直系配給組織に於ける仲間商人の排除運動である。更に言葉を變へて言ふならば生産者と消費者とが最短距離に於て結び付かんとする運動である。

抑々配給の起源は盡く生産者と消費者との直接連繫に初まつたのである。然るに分業の結果として商業が発生し、夫は更に分化し、專業化して今日の如き複雑なる配給市場を形成したのである。斯くの如き商業發展の歴史から顧るならば、所謂直接配給運動は歴史に逆行するものなるの感がないでもない。然し乍ら商人排除運動にも有力なる理由は存するのである。先づ其の第一の原因としては古來學者、宗教家其他より商人階級、從つて商業が卑下せられ排斥せられたる事に遠因を發し、之に歐洲大戰前後よりの物價騰貴が當面の原因として有力に作用し、遂にあらゆる方面に直接配給運動が擡頭したのであるが、近來に於ては更に配給組織の合理化と言ふ運動が之に加はり、其の傾向は益々顯著に現はれんとしてゐるのである。

言ふまでもなく所謂直接配給運動は生産者及消費者の兩方面から爲される。生産者側の夫は販賣組合、出荷組合等の形に於て現はれ、消費者側の夫は購買組合、消費組合として現はれるのである。而して彼等の理想とする所は出荷組

合が直接消費組合に連絡する事にあるのであるが、今日の所其の實現は甚だ困難にして殊に輸出入品に在つては其の感が深いのである。

然し乍ら我々は其の運動の現れとして出荷組合、購買組合が一部商人を排除し得たる例は至る所に見出し得るのである。加州オレンヂ組合、臺灣バナナ出荷組合、紀州柑橘同業組合等其の著例であり、消費、購買組合等の例を見るならば其の數枚擧に違がない程である。

斯くの如く生産者或は消費者は理想の域には達し得ざるにしても共同組合の設立に依つて一部商人の排除に成功してゐるのである。然らば本論に立返つて以下滿洲に於ける穀物生産者がせめて問屋たる糧棧を排除し得るや否やの第二章に於ける宿題を解き、以つて本編の結言に代へんとするものである。

第二節 糧棧排除不可能論

我々は第二章穀物配給市場に於ける糧棧の地位を述べるに際し、生産者が直接輸出業者に連繫して糧棧を排除する事は殆んど不可能なる旨の結論を述べた。勿論諸々の障礙が相倚つて夫れを不可能ならしめるのであるが、今其の主なるものを列擧すれば左の如くである。

一、自然的障礙

1、目的物が農産物なる事

二、人爲的障礙

1、需要者側に存する障礙

イ、需要大量なる事

ロ、相手が異國人なる場合多き事

2、供給者側に存する障礙

イ、出荷組合の組織難

ロ、農民金融機關の不備

以上列擧したる障礙に就いて一應の概説を試みる。

先づ目的物が農産物である事は第一の障礙を爲す。工場製品ならば大規模に而かも規畫統一せる商品が必要に應じて適時生産し得るが故に、割合に樂に問屋其他を排除し得る譯であるが、之に反して穀物の如き農産物は小規模なる無数の農民に依つて區々に生産せられるものであり、而かも其の收穫時期は一定し、工場製品に比すれば割合に短時間に之を處分しなければならぬ憾さへある。孰れにするも農産物は諸々の點に於て工場製品に比すれば商人の手を借りなければならぬ場合が多い。然し乍ら前例の如く農産品と雖も出荷組合を結成せるもの多く、本障礙は絶對的のものではない。次に人爲的障礙に就いて見るに、先づ第一に擧ぐべきは需要の大量なる事である。少量なる需要であるならば、直接農家に就き之を求め得べきも、今日實際行はる、が如き大工業の原料又は海外輸出としての需要は、油坊又は輸出

業者が自ら農民戸々に就いて求める事は到底不可能である事言ふまでもなく、此の意味に於て現状のまゝ直接連繫する事は出来得ない事である。而のみならず大量需要者たる輸出業者等は多くは日本人其他の外國人であり、生産者も國籍を異にしてゐる。其の結果は言語風習を異にし、さらだに困難なる生産者との接觸を一層困難に陥れるのである。最後に供給者側に存する障礙として、農民金融機關の不備も出荷組合の組織難を擧げ得る。金融機關の不備は或は糧棧に對する資金借入もなり、或は收穫前の青田賣りなつて糧棧に對する特種情實を作るに與つて力あるものであり、従つて之を排除するに困難なる原因を作るものである。

然し乍ら以上の諸々の障礙は若し農民にして出荷組合等の如き共同組合を組織し得るならば、或る程度まで之を軽減し得るが如き性質のものである。然るに悲しい哉今日の支那農民は文化の程度甚だ低く、徒らに舊習を墨守するのみにして今日の制度を改革すると言ふが如き考へは毛頭無きもの、如く、従つて共同組合等の利益も全然之を知らざるもの、様である。此の支那農民の無智、従つて起る共同組合の組織難は、輸出業者と生産者との直接連繫に對する致命的障礙にして、従つて夫れは穀物配給市場に於ける糧棧の地位を保證するものである。

或は將來孰れの側からか支那農民の啓蒙運動が行はれるであらう、支那農民に對する金融機關の設立乃至改善運動が行はれるであらう。然し乍ら夫等が効果を奏するは遠い將來の事であり、従つて農民が之等の運動に目覺めるのも亦かなりの將來に屬するであらう。

斯くて糧棧の排除は近き將來に於ては到底不可能の事に屬するのである。

附錄「主要各地糧業交易章程」

一、開原驛華商公議會交易章程

- 一、本街の交易は各左の斤數に依る。
- 一、大豆は停車場渡し院内量り每斗に付三十一斤。
- 一、高粱は 同 三十一斤。
- 一、苞米は 同 三十斤。
- 一、大麥は 同 二十五斤。
- 一、小麥は 同 三十三斤。
- 一、小豆は 同 三十五斤。
- 一、小米は 同 三十五斤。
- 一、小麻子は 同 二十三斤。
- 一、燕子は 同 二十二斤。
- 一、吉豆は 同 三十五斤。
- 一、粳米は 同 三十五斤。
- 一、芝麻は 同 二十五斤。
- 一、蕎麥は 同 二十二斤。

主要各地糧業交易章程

- 一、委託に依り現物大豆を賣買する時は價額の一分を手數料として申受け、經紀口錢は客の負擔とす。
- 一、委託に依り現物高粱、苞米を賣買する時は價額の一分五厘を手數料として申受け、經紀口錢は客の負擔とす。
- 一、委託に依り先物大豆を賣買する時は記帳手數料として價額の一分五厘を申受け、經紀口錢は客の負擔とす。
- 一、委託に依り貨車積を爲す時は苦力賃として每車現大洋三元を申受け、他地よりの來貨を積替へる場合には現大洋三元を申受け、但し鈔票を以て代用する事を得。
- 一、委託に依り粒鹽を荷卸しする場合には一時預料として一袋に付き現大洋五角を申受け。若し院内に保管せず其のまま他地に發送する場合には馬車雇費、苦力賃其他として一車に付現大洋二元四角を申受け。
- 一、委託に依り營口過爐銀を兌換する場合には、先物たると現物たるとを問はず、一錠に付現大洋五分を記帳手數料として申受け、經紀口錢は客の負擔とす。

- 一、委託に依り現物市場より糧穀を買付くる場合は價額の一步五厘を手數料として申受け、元の儘の石數を客に交付す。但し一切の費用は客の負擔とす。
- 一、委託に依り各種の糧穀を買付け其數一車以上にして、囤積後十日以内に出貨せざるものは一時預料として一石に付現大洋四分を申受く。但し蒸熱腐敗するも客の負擔とす。
- 一、委託を受けて先物大豆を賣買する時は、期日に至りて一斗三十二斤として受渡しす。若し現物無き場合は取引所の先物を買つて假渡しす。此場合には一斗に付き一斤の重量増加を要し、尙其の價額は市價に従ふ。
- 一、委託に依り麻袋詰糧穀を收容する場合は、大豆なる與其他の雜穀なるを問はず、毎斗九八扣を以つて標準とし、一時預料として現大洋四分を申受け、保險料其他の費用は客の負擔とす。
- 一、糧穀の賣委託を受け現物を持ち込む場合は賣主は苦力賃として一斗に付小洋票五分を支出する事を要す。
- 一、委託を受け囤積を爲す場合は本街の客たると外城の客たるとを問はず三、六、九月一日及年末四期に分ち保管料を徴收し三月、九月及年末一石に付各現大洋四分、六月は同八分とす。
- 一、本街に於て取引所に依る定期大豆及現飛子大豆を受取る場合は麻袋一重縫ひ停車場渡しを以つて標準とす。若し買手が混合保管に寄託せんと欲する時は毎貨車に付き増糸代増口縫賃として現大洋二元四角、増驛出貨として現大洋二元六角を加ふる事。但し増目の多寡及混保検査の合否は賣手責任を負はず。又不合格大豆を出だすも増目斤量、口縫賃糸代、増馬車賃等の費用は一切買手の負擔とす。尙相場暴落の場合は隨時變更す。
- 一、委託を受けて錢鈔、糧穀兩者の先物、又は大量糧穀を賣買する場合は手數料は價額の五厘とす。但し其他の費用は客の負擔とす。
- 一、委託に依り先物大豆を賣る場合、受渡の時の斤量は三十二

斤とし、馬車賃、口縫賃は客の負擔とす。但し麻袋の斤量には之を控除す。

- 一、客の囤積又は定期受取糧穀を保管する場合は保險料は客の負擔とす、若し客に於て之を爲さず、危險に逢ふも保管者其の責に任ぜず。
- 一、客現物を發送する場合は記帳手數料として價額の一分を申受く。
- 一、委託に依り高粱を囤積する場合は五月一日迄を期限とし期限を超過すれば九八扣斗を爲し、若し代つて乾燥手配を爲す場合は九五扣斗とす。保管料は大豆の場合に同じ。
- 一、高粱の賣委託を受け之を囤積と爲す場合の一切の費用は大豆規則に同じ。但し積出しの場合は一斗の斤量三十三斤とす。
- 一、委託に依り高粱を受渡しする場合腐敗等の事あらば一週間以内は渡し主責任を負ひ、其以後は責任を負はず。
- 一、賣委託を受けて該糧穀を囤積と爲す場合は、如何なる糧穀
- 一、なるを問はず保管者は腐敗等の責任を負はず、尙若し乾燥手配を爲したる場合は一切の費用は客の負擔とす。
- 一、委託に依り市街に於て現物を賣買する時、直ちに引取らずして其後若し熱回を生ずるも賣主は責任を負はず。
- 一、本街にて混合保管大豆の賣買を契約したる時は買主は麻袋を賣主院内に送達すべし、混保寄託は買主の自由とす。而して若し麻袋不合格の場合は買主損失の責に任じ、大豆不合格の時は賣主一切の責任を負擔す。
- 一、本街混合保管物の賣買は一等品を以つて標準とす。若し特等又は二等に合格したる時は隨時双方商談を爲して處理すべし。
- 一、本街の各種雜穀賣買は麻袋口一重縫ひを標準とす。混保品の如き念入りの縫方を爲す場合は一貨車に付増糸代及び増縫賃として現大洋二元四角を加算すべし。
- 一、委託を受けて現物豆粕を賣買する時は粕の大小を問はず價額の一分を、先物の時は一分五厘を手數料として申受く。

經紀口銭は客の負擔とす。

- 一、委託に依り先物豆粕を買ひ、期日に至るも引渡さざるか又は數量不足する時は罰金として十枚に付現大洋五角を徴し以後毎十枚毎に亦同じ。

- 一、委託に依り豆粕を賣買する時は四十七斤以上のものを標準とし、若し斤量不足か、品質不良の場合は其際直接交渉を爲す事。

- 一、委託に依り豆粕を保管し、未だ賣却せざるに若し他店に移し、又は他地に運搬する場合は十枚に付現大洋一角の經費を申受く。若し紛失、損傷及び雨漏れ等あれば保管者其の責に任ず。

- 一、委託を受けて豆油を賣却する場合は手数料として一箱に付き大箱は現大洋二角、小箱は同一角、大篋及び四百斤内の小篋又同一角とす。

- 一、委託に依り錢鈔先物を賣買する場合は價額の一厘を手數料としと申受く。但し取引所賣買手數料は客の負擔とす。

- 一、委託に依り錢鈔現物の賣買を爲す時は價額の一厘を手數料として申受く。但し經紀口銭は客の負擔とす。

- 一、雜貨取扱ひの委託を受けたる時は一件に付扱料現大洋二角を申受く。

- 一、麻袋運送の代辨を爲す時は扱料現大洋二角を申受く。

- 一、糧穀を賣買すると、通過貨物の代辨を爲す人とを問はず、すべて客人は一人に付現大洋六角の店費を申受く。

- 一、委託に依り豆油を受入れ、驛に着後發送せず自身賣出さんとする時は手数料として大箱現大洋三角、小箱又は大篋及び四百斤内の小篋に付いては現大洋一角五分を申受く。若し損傷ある場合は保管者其責に任ずるも従前よりの滲漏に對しては保管者責に任せず、客自身に於て箱篋を更換すべき事。

- 一、油鹽(雜貨)の買入委託を受くる場合は價格の二分(三分)を手數料として申受く。

- 一、委託に依り現豆油を保管する場合、長期間發送依頼無き時

は三、六、九、十二月一日に各減量を爲し、三、九、十二月は九八扣、六月は九五扣とす。

- 一、貨物取扱ひの委託を受くる場合、毎噸扱料として現大洋二角を申受く。

- 一、大豆を賣買する時の經紀口銭は一貨車現大洋五角とす。

- 一、雜穀を賣買する時の經紀口銭は一貨車現大洋七角とす。

- 一、豆粕を賣買する時の經紀口銭は一貨車現大洋五角とす。

- 一、豆油を賣買する時の經紀口銭は一貨車現大洋一元二角とす

- 一、豆油の賣買は重量に依つて之を爲し院内渡しとす。筆詰の費用は客の負擔とす。

- 一、本街の各號其の保管貨物に付き麻袋持參にて出貨を請求されたる時は一日二貨車の割に出貨し、斯して若し期限を越ゆる場合は其の殘數に付きては保管料を徴す。但し保管者の都合にて出貨遅れたる分に對して之を徴せず。

- 一、出貨の場合麻袋の實斤量は風袋として差引く事。

- 一、油鹽、豆粕其他如何なるものゝ賣買にも、若し經紀を用ふ

る場合は經紀口銭は客の負擔とす。

- 一、委託を受けて貨物を發送する場合、野積したる場合の敷物覆物等の一切の費用は客の負擔とす。

- 一、委託に依り雜穀先物を賣買する場合には價額の二分を手數料として申受く。

- 一、開拓鐵道に依つて搬入されたる貨物を取扱ふ場合は毎貨車(開拓車)現大洋二元の手數料を徴し、各種糧穀にして囤積を爲す時は其の費用一切は客の負擔とす。若し舊曆五月一日以後の多雨期に取扱ふものは敷物、覆物費用として現大洋二元を申受け、尙一時預料とし一石現大洋四分を徴す。

- 一、他地より來れる客にして爲替を現金に代用する者は一千元に付現大洋二角の手數料を申受く。

- 一、委託に依り他地に爲替を組む場合も亦一千元に付現大洋二角の手數料を申受く。

- 一、高粱、苞米を賣買する時の經紀口銭は一車に付現大洋七角とす。

- 一、錢鈔を賣買する時の經紀口錢は一千元に付現大洋二角とす
- 一、過爐銀を賣買する時の經紀口錢は百錠に付現大洋一元とす
- 一、委託に依り糧穀を驛より發送する場合は一貨車に付き覆物料として現大洋六元を申受く。

一、本會の規程は修改して總て現大洋を以て標準と爲す、若し支拂に際し率票を許す場合は時價に按して換算し、又金票鈔票を以つてする事をも得。斯くて將來度々變更せざらん事を庶幾ふものなり。

中華民國十七年二月十五日

二、四平街華商公議會交易章程

- 一、顧客に代つて爲す本街の賣買は先物現物を問はず毎斗の重量に依つて交易を爲し、院内量り停車場渡しとす。
- 一、大豆は停車場渡し院内量り毎斗に付三十八斤とす。
- 一、米高梁は 同 三十八斤半とす。
- 一、元窠高粱 同 三十八斤半とす。

- 一、棒高粱は 同 三十八斤とす。
- 一、苞米は 同 三十六斤とす。
- 一、大麥は 同 二十八斤とす。
- 一、小麥は 同 三十八斤とす。
- 一、小豆は 同 四十二斤とす。
- 一、小米は 同 四十三斤とす。
- 一、小麻子は 同 二十八斤とす。
- 一、蘇子は 同 二十六斤とす。
- 一、吉豆は 同 四十三斤とす。
- 一、粳米は 同 四十二斤とす。
- 一、芝麻は 同 三十二斤とす。
- 一、蕎麥は 同 二十六斤とす。
- 一、大麻子は 同 二十六斤とす。
- 一、烏豆は 同 三十八斤とす。
- 一、麻豆は 同 三十八斤とす。
- 一、青豆は 同 三十八斤とす。

- 一、粳米豆は 同 四十二斤とす。
- 一、麻江豆は 同 三十六斤とす。
- 一、大元米は 同 四十二斤とす。

一、委託に依り集市糧穀を買付けたる場合は掛計りして客に渡し、手数料として價額の二分を申受く。

一、大豆を囤積して賣委託を受くる場合は手数料は價額の二分とし、出貨の時は計量して引渡し、口糴賃及馬車賃は客の負擔とす。

一、大豆及高粱の先物賣買委託を受くる場合は記帳手数料として二分を申受く。期日に至つて現物を授受し、更に又之を定期及現物で賣買する場合は別に手数料を要す。

一、委託に依り現物高粱を賣買する時は記帳手数料として價額の一割を申受く。若し當地に在つて買入れ一週間を過ぎて外部に賣るものは手数料は半額とす。又若し取引所定期のものを以て渡す場合はその手数料として一分を申受く。

一、外城より直ちに驛に送られたる客號の來貨を、代つて積卸

主要各地糧業交易章程

し他地に轉送する場合は、一車に付貨車契約費として金三圓、荷役其他の費用として金三圓、扱料として金三圓を受く。

一、客號が外城よりの來貨に支拂ふ運搬費は四洮鐵路が當日發表する價格に按じて支拂ふ事、糧棧が運搬費を立替へる場合は十日以内は無利子、十日以後は毎日千元に付一元を徴す。

一、客號が外城よりの貨物を囤積に入れて放置する場合、囤費用として一斗に付現大洋五厘を申受け、三、六、九、十二月一日に至り出貨せざる時は章程に照して保管料を申受け損傷は客の負擔とす。

一、客號外城よりの貨物を囤積となす時は一車に付き工賃として金四圓を申受く。但し麻袋口開賃金一圓及其他を含む。

一、客號が取引所定期物を驛渡しせんとする時は糧棧は大豆ならば三十九斤、棒高粱も三十九斤、其他高粱も一律に三十九斤として納める。但し各種雜穀は原の分量に一斤を増し

たるものを標準とす。

- 一、客號驛持貨物の賣委託を爲す場合の手數料は價額の一分とし、經紀口錢、運搬料、口縫費等は客の負擔とす。
- 一、客が現物を發送する時は發送手數料として金五圓を申受く
- 一、客號が聯絡線よりの貨物を驛より院内に入るものは馬車賃として金八圓を申受く。若し専用線に於て保管するものは保管料、火災保險料其他は客の負擔とす。
- 一、本街の客たると外城の客たるとを問はず委託を受けて糧穀を囤積する場合、陰曆三、六、九、十二月一日に至つて出貨せざる時は保管料として一斗に付毎季現大洋五厘を申受く。
- 一、委託に依り高粱及雜穀を囤積して五月一日までに出貨せざれば九八扣斗とし、九月一日に至つて未だ出貨せざれば又九八扣斗とす。但し苞米及小米は九六扣斗とす。
- 一、客が各種雜穀を囤積する場合、乾燥手續を爲す時は其の都度九五扣斗とす。尙苞米の乾燥は工賃其他を支出して客

自ら之を爲すを要す。

- 一、客が各種雜穀を置く場合一車に付貨車費用として金三圓を申受く。
- 一、委託を受けて高粱を授受する場合、陽曆二月半より九月半までは、若し熱國があれば交付の日より起算し一週間に以内は渡主の責任とし、其以後は關係なく、陽曆九月半より二月半までの期間は渡主の責任受渡後一ヶ月間とす。
- 一、委託を受けて取引所先物を賣買する場合は價額の一分の手數料を申受く。但し囤積の現物を有し渡す場合は受渡手數料一分とし受方も亦一分の手數料を要す。
- 一、委託を受けて各種糧穀を買入れる場合、半月を過ぎて出貨せざる場合は賣買原價に按じ千元に付毎月八角の火災保險料を徴す。但し一ヶ月は三十日とし、三十一日に至る時は二ヶ月分を申受く。以上は春夏秋冬を問はず。一律に照辦ず
- 一、本街の賣貨にして混合保管口縫(捲縫)を爲すものは一袋に付一錢増し、二重縫を爲すものは五厘増しとす。

一、現物豆粕の賣買委託を受くる場合は手數料は價額の一分とす。

- 一、先物豆粕の買委託を受くる時は手數料は價額の二分。
- 一、先物豆粕の賣委託を受くる場合は一枚四十六斤半とし、期日に至つて持込まざる時は一枚に付罰金二錢、而して十日を期日とし、更に到着せざれば又同じ。
- 一、本街の油坊が豆粕を賣買する場合、四十六斤半を以つて合格とす。受渡後出貨せざる場合は一週間は賣主責任を負ひ、之を過ぎれば損失、減量、上覆費等一切買主の負擔とす。
- 一、委託を受けて豆粕を受入れ、未だ賣出さずして他店又は他地に發送する場合には毎千一百枚に付扱料金三圓を徴す。
- 一、豆油の賣買委託を受くる時は手數料二分とし、箱運び費其他の荷役賃は大箱金五錢、小箱金三錢とす。
- 一、委託を受けて豆油を受取り、着驛後他地に發送せず自ら賣出すものに對しては驛費用として大箱金五錢、小箱金三錢

主要各地糧業交易章程

一、委託に依り油鹽雜貨を買付ける時は手數料價額の三分、賣付料亦三分を徴す。

- 一、客現豆油を委託して久しく發送せざる時は三、六、九、十二月一日に減量し、三、九、十二月は九八扣、六月は九五扣とす。
- 一、委託に依り粒鹽を受取る場合は袋の大小に拘らず扱料一袋に付金五錢とし、若し院内に入れず當日直ちに他處に發送するものは每貨車に付荷役料其他として金三圓を徴す。
- 一、委託に依り豆油を賣買する時は院内に於て重量に依つて爲し、箋詰費は客の負擔とす。
- 一、委託に依り雜貨を受取る場合は一件に付扱料金拾錢とす。
- 一、委託に依り貨車卸しを爲す時は一噸に付荷役賃其他金五十錢とす。
- 一、委託に依り麻袋を運送する場合は百枚に付手數料金十錢とす。

- 一、委託に依り營口過爐銀を兌換する場合は現物先物共一錠に付手数料現大洋三角とし、他に經紀口錢を要す。
- 一、委託に依り金票、鈔票を兌換する場合は毎千圓に付手数料十八元とす。
- 一、委託に依り麻袋詰雜穀を保管する場合、覆、底敷其他の費用として陰歴二月一日より十一月一日に至る期間は金八圓とし、十一月一日より二月一日に至る期間は金四圓とす。
- 一、客の麻袋詰雜穀を塚と爲す場合一貨車金三圓の手數料を申し受く。
- 一、客の麻袋詰雜穀を保管する場合、例へ院内に置く場合と雖も若し火災保管に附せざる時は糧棧は責任を負はず。
- 一、委託に依り麻袋詰雜穀を賣る場合口開費は一貨車金一圓とし客の負擔とす。
- 一、委託に依り紡績糸を買付ける場合は手数料大捆一個に付き金十錢とし、經紀口錢は客の負擔とす。
- 一、委託に依り麻袋を買付ける場合は手数料百枚に付金五錢とし、經紀口錢は客の負擔とす。
- 一、委託に依り現物を買ひ爲替を組む場合は千元に付二元五角の手續料を徴し、經紀口錢は客の負擔とす。
- 一、委託に依り驛量りの各種糧穀を賣買する場合、手續料は價額の一分とす。
- 一、委託に依り燒酒を運送する場合扱料は每錠金五錢とす。
- 一、委託に依り小口の各種糧穀を運送する場合は一袋に付荷役料、扱料として金一錢を徴す。
- 一、委託に依り小口雜貨を運送する場合は荷役料、扱料として每件金五錢の手續料を徴す。
- 一、糧穀たると、雜貨たると、錢鈔たるとを問はず各種の經紀口錢は皆客の負擔とす。
- 一、豆粕賣買の場合は經紀口錢一貨車一千一百枚に付金一圓とす。
- 一、粒鹽賣買の場合は經紀口錢一萬斤に付金五十錢とす。
- 一、豆油賣買の場合は經紀口錢一萬斤に付金三十錢とす。
- 一、經紀口錢は客の負擔とす。若し賣却せずして他處に發送するものは市價に照して計算す。
- 一、客の委託に依り受渡期日到來せる先物を引取る場合、七日間は其の品質其他に就き信託會社に於て責任を負ふものとす。夫以後は各自の責任とす。
- 一、客の委託に依り貨車を驛出しする場合は每貨車の運搬費金八圓とす。
- 一、麻袋口縫の委託を受ける場合は一袋に付き一重繩金一錢五厘、千鳥繩金二錢、捲繩金二錢五厘とす。
- 一、客の委託に依り小口袋包の取扱を爲す時は一包に付馬車賃金四錢とす。
- 一、客の委託に依り梱包麻袋を取扱ふ時は一捆に付馬車賃金五十錢とす。
- 一、客の麻袋を返送する場合は每百袋に付荷造費及運搬費金二十錢とす。
- 一、外地よりの來貨を専用線に卸るす場合の手續料は十一月一

- 一、雜穀賣買の場合は經紀口錢一貨車金一圓とす。
- 一、過爐銀賣買の場合は先物、現物を問はず經紀口錢一錠に付現大洋一角とす。
- 一、金、鈔、兩及現大洋等の賣買は一千元に付手数料として現大洋二元五角を徴す。
- 一、農民糧穀を賣らんとするに市價安く暫く囤積して高値を待たんとする時は毎斗囤費用として現大洋五厘を徴す。
- 一、農民が糧穀を賣る場合一斗に付抗錢として現大洋一分、公助として五厘を徴す。
- 一、農民が糧穀を賣る場合手数料として價額の二分を徴す。
- 一、糧穀を賣買する場合たると、通過貨物を取扱ふ場合たるとを問はず、客人よりは毎日一人に付現大洋一元を店費として申受く。
- 一、出貨の麻袋斤量は一枚二斤として引き去り、二重麻袋なる時は四斤として計算す。
- 一、客の委託に依り雜貨を受入れる時、凡て院内に入れたるものは價額百元に付三元の保險料を徴す。若し賣却せずして他處に發送するものは市價に照して計算す。
- 一、客の委託に依り受渡期日到來せる先物を引取る場合、七日間は其の品質其他に就き信託會社に於て責任を負ふものとす。夫以後は各自の責任とす。
- 一、客の委託に依り貨車を驛出しする場合は每貨車の運搬費金八圓とす。
- 一、麻袋口縫の委託を受ける場合は一袋に付き一重繩金一錢五厘、千鳥繩金二錢、捲繩金二錢五厘とす。
- 一、客の委託に依り小口袋包の取扱を爲す時は一包に付馬車賃金四錢とす。
- 一、客の委託に依り梱包麻袋を取扱ふ時は一捆に付馬車賃金五十錢とす。
- 一、客の麻袋を返送する場合は每百袋に付荷造費及運搬費金二十錢とす。
- 一、外地よりの來貨を専用線に卸るす場合の手續料は十一月一

日より翌年三月一日に至る期間は一車金十六圓とし、三月一日より十一月一日までは金二十圓とす。停車場より専用線に持ち込む場合は右の外一車に付き四圓を加算す。麻袋詰代へ、口縫等の費用は客の負擔とす。

一、若し馬車を有し、外地から直接専用線に曳込む場合は一車に付き金十二圓にて足る。汽車に依るものと馬車に依るものとを問はず、専用線内の存置期間は一ヶ月とし、期限を越ゆる場合は保管料は客の負擔とす。 以上

中華民國十八年九月

三、長春頭道溝

糧業全體大會議決現行條規

第一條 各種糧穀の買委託を受くる場合には手数料として價額の一分五厘を申受く。

第二條 糧穀の買付を委託し一度規程の買付手数料を支出したるものが、他地に轉送せず本市場に於て賣る場合は買付手数料の割引を爲すか又は賣却手数料を支出せずとも可なり。

第三條 賣委託を受けて客の貨物を卸るす場合は受入量りを以てし他日轉賣する場合は拂出量りを以てす。

第四條 貨車物賣買を爲す時は各々の糧穀なるを問はず期日後二週間を経過して受取らざる時は、一貨車に付買主は驛費用として鈔票十圓を支出する事。

第五條 委託に依り取引所先物糧穀を賣る場合一切の費用は取引所の規程に依る。

第六條 客糧穀を持ち込みて秤量する場合、賣買成立せる時手数料の三割を申受く。

但し單に通過するのみのは此の限りに非ず。

第七條 客糧棧に在りて各種糧穀の麻袋詰を爲し、若し賣却せざるか、或は他店に持參する場合は一袋に付其の費用として鈔票五圓を申受く。

第八條 大量貨物の馬車卸しを爲す場合、諸費用として馬車夫より一馬車に付官帖五十吊を徴す。積出す場合亦同じ。但し積卸しは車夫に於てなし、夜替、見廻り等は店に於て爲す。

第九條 先物大豆の買委託を受くる場合手数料は價額の二分とす。

第十條 高粱の受入れは三十六斤半とし、拂出しは三十六斤とす。

第十一條 大豆の賣買を委託する場合は受入れは三十六斤とし拂出しは三十五斤半とす。

第十二條 委託を受け各種糧穀の貨車現物買入れを爲す時は手数料は價額の一分とす。

第十三條 委託を受け高粱の囤積を爲す場合新歴四月一日に至れば九八扣斗を爲す。

第十四條 委託を受けて囤積又は麻袋詰として保管する糧穀に對しては等しく三期に分ちて保管料を徴す。第一期は新歴三月十五日より六月一日に至る期間にして、期間内何時出貨するも囤積に對しては毎石鈔票十錢、麻袋詰に對しては毎袋鈔票五錢、第二期は六月一日より九月十五日に至る期間にして囤積二十錢、麻袋詰十錢、第三期は九月十五日より翌年三月

十五日に至る期間にして囤積十錢、麻袋詰五錢とす。

但し出貨の場合の苦力賃は客の負擔とす。

第十五條 委託に依り貨車物の賣買を爲す場合其の受渡場所は院内か又は停車場かは貨主の自由とす。

第十六條 麻袋詰込み、詰代へ、口開き等の委託を受くる場合は苦力賃として毎石に付鈔票十錢を申受く。

但し麻糸代、口縫賃及運搬賃等は客の負擔とす。

第十七條 吉長線よりの聯絡貨物の取扱を委託する場合は手續費として一貨車に付鈔票五圓を申受く。

第十八條 貨車積替の委託を受けたる場合は苦力賃として一貨車に付鈔票八圓を申受く。

但し買付手数料を支拂へるものは此の限りに非ず。

第十九條 委託に依り各種糧穀の貨車現物の買入れを爲す場合手数料は價額の一分五厘とし、驛出苦力賃、麻袋詰賃、麻糸代等は客の負擔とす。

第二十條 糧穀の保管を依頼される場合、囤積なると麻袋詰な

るとを問はず、火災保険は客の任意とし、若し意外の危険ある場合積残は其の責に任せず。
 第二十一條 客久しく滞在する場合は店費として一日現大洋六角を申受く。

以上の各條は議決せる日より之を施行し、若し事宜に適せざるものある場合は董事會を招集して之を改修す。

中華民國十九年三月十三日

長春頭道溝商務會

四、山城鎮交易章程

- 一、本街の交易は左記の斤數に依りて爲す。
- 一、大豆は每斗四十二斤とす。
- 一、高粱は每斗四十斤とす。
- 一、苞米は每斗三十九斤とす。
- 一、大麥は每斗二十七斤とす。
- 一、小麥は每斗四十二斤とす。
- 一、小豆は每斗四十七斤とす。

- 一、小米は每斗四十六斤とす。
- 一、蘇子は每斗二十八斤とす。
- 一、吉豆は每斗四十八斤とす。
- 一、粳米は每斗四十六斤とす。
- 一、芝麻は每斗二十九斤とす。
- 一、粳子は每斗三十斤とす。
- 一、稻子は每斗二十九斤とす。
- 一、谷子は每斗三十斤とす。
- 一、元米は每斗四十五斤とす。
- 一、稻米は每斗四十七斤とす。
- 一、大豆一貨車は百十七石とす。
- 一、高粱一貨車は百八十五斗とす。
- 一、委託による大豆の先物賣買は年末に受渡を爲すものとす。
- 一、委託に依り現物大豆の貨車賣買を爲す時は價格の一分五厘を手数料として申受け、經紀口錢は買主の負擔とす。高粱及び苞米も亦同じ。

- 一、委託に依り先物大豆の貨車賣買を爲す時は手数料は價格の二分とす。
- 一、委託に依り他地よりの來貨を驛まで積出す場合は一車に付き現大洋九元の苦力賃を申受く。
- 一、委託に依り各種の糧穀を貨車賣買する時は手数料は買主の負擔とす。
- 一、委託に依り現物大豆の買付を爲す際は一斗を四十三斤として受入れ四十二斤として出貨す。手数料は價格の二分とし一切の費用は客の負擔とす。
- 一、粳子、稻子の賣委託を受くる場合は價格の三分を手數料として申受け、一切の費用は客の負擔とす。
- 一、雜穀の賣委託を受くる場合は原斗のまま取扱ひ缺斤の責任を負はず。
- 一、大豆其他の油糧及び雜穀の賣委託を受くる場合は斗捐として一石現大洋五分を申受く、若し稅率の變更あらば其の都度増減す。

主要各地糧業交易章程

- 一、大豆、雜穀等の賣委託を受け囤積を爲す場合は三、六、九月及び年末の四期を期限とし出貨せざる場合は九七・五扣斗とし、若し代つて乾燥手續を爲す場合は九五扣斗とす。
- 一、委託に依り麻袋を取扱ふ場合は每百條に付き手数料現大洋五角とす。
- 一、先物大豆の賣買委託を受くる場合は一斗四十二斤とし手数料は價格の二分とす。經紀口錢は客の負擔とし、院内に於て受渡を爲す。
- 一、委託に依り口糶を爲す場合は諸費用として百袋に付き現大洋二元五角を申受く。若し混合保管の爲の口糶を爲す場合は三元五角とす。

- 一、委託に依り麻袋を荷造する場合は手数料現大洋三角とす。
- 一、委託を受け水陸稻を精米する場合は精米費の外扱料として每百石に付現大洋十元を申受く。
- 一、委託を受けて囤積せる大豆、雜穀等若し期限に至つて腐敗等の事あるも保管者其の責に任せず。尙此の場合乾燥手續等一切の費用は貨主の負擔とす。
- 一、客の委託を受けたる貨物は如何なる糧石たるを問はず院内外及び他店への運搬費は客の負擔とす。
- 一、囤積糧穀の買付委託を受くる場合は枴量り料として百石に付き現大洋一元五角を申受くる他苦力賃其他は客の負擔とす。
- 一、本街に於ける集金の委託を受くる場合は毎千元に付き手数料現大洋二元を申受く。
- 一、委託を受けて外城よりの來貨を取扱ふ場合は如何なる糧穀たるを問はず、每石一時預料現大洋一角を申受く。若し長期間出賃せざる場合は規程に照して保管料を徴す。
- 一、委託に依り囤積せる糧穀に乾燥手續を施す場合は百石に付き每次現大洋六元の手數料を申受く。
- 一、委託に依り院内より驛出を爲し貨車積を爲す場合の積込手数料一元は客の負擔とす。
- 一、委託を受けたる貨物は客自身に於て運送業者を求めて之を處分するを要し、糧積は責任を負はず。
- 一、賣買契約成立後直ちに出貨せず後日熱困となるとも賣主はその責に任せず。
- 一、麻袋斤量は實數に應じて之を差引き各狡偽なき事を期す。
- 一、委託を受けて囤積せる各糧穀は貨主自身に於て保險に付するを要し、若し意外の災あるも保管者は其の責に任せず。
- 一、客店の宿泊料は毎日現大洋一元とす。
- 一、煙麻店其他の宿泊料は毎日現大洋五角とす。
- 一、馬車宿泊料は毎日現大洋八角とす。
- 一、如何なる糧穀たるを問はず賣委託を受けたる時は苦力賃として每斗現大洋五厘を申受く。

- 一、代理店内に寓居する各所の老客兒よりは一率店費を徴収する事。

中華民國十九年舊曆閏六月十五日

五、海龍縣交易章程

- 一、本街の交易は左記の斤數に依りて爲す。
- 一、高粱は每斗四十一斤半とす。
- 一、大麥は每斗二十七斤とす。
- 一、小豆は每斗四十八斤とす。
- 一、蘇子は每斗二十八斤とす。
- 一、粳米は每斗四十七斤とす。
- 一、梗子は每斗三十斤とす。
- 一、谷子は每斗三十一斤とす。
- 一、稻米は每斗四十七斤とす。
- 一、苞米は每斗四十一斤とす。
- 一、小麥は每斗四十四斤とす。
- 一、小米は每斗四十七斤とす。
- 一、吉豆は每斗四十七斤とす。
- 一、芝麻は每斗三十斤とす。
- 一、稻子は每斗三十斤とす。
- 一、元米は每斗四十六斤とす。
- 一、大豆一貨車は百十七石とす。
- 一、高粱一貨車は百十八石五斗とす。
- 一、馬車卸大豆を客に渡す場合は一斗を四十三斤半とす。
- 一、本街の交易にして停車場渡し院内秤の場合は現物、先物を問はず大豆一斗は四十二斤とし、每車の稅票檢査料は稅局規定の率に依る。
- 一、買付委託を受けて、各種糧穀を馬車卸する場合は價格の二分の手續料を申受く。尙枴量料として百石に付き現大洋四元を徴し、其他一切の費用は客の負擔とす。
- 一、梗子、稻子の賣委託を受くる場合價格の三分を手續料として申受く。尙枴量料として百石に付き現大洋八元を徴し

其他の費用は客の負擔とす。

一、委託に依り現物大豆及び高粱、苞米を貨車賣買する時は手数料として價格の一分五厘を申受け、其他一切の費用は客の負擔とす。

一、委託に依り先物大豆及び各種穀を貨車賣買する時は手数料として價格の二分を申受け、其の他一切の費用は客の負擔とす。

一、先物及現物大豆の賣委託を受け、貨物を渡す場合は四十三斤を標準とす。

一、委託を受けて院内より驛に運搬する場合は如何なる糧穀たるを問はず一車につき扱料現大洋六元を申受け。驛到着後は直ちに客に引渡すものとし、若し糧棧に貨車積を依頼する場合は一貨車に付き現大洋六元の苦力賃を申受け。

一、委託を受け、口籠を爲す場合は諸費用として毎百袋につき現大洋三元五角を申受け、混合保管の爲の口籠の場合は現大洋五角を加ふ。

一、委託に依り各種糧穀の馬車卸を爲し、其の數量一車以上に

して若し十日以内に腐敗等の事あれば糧棧其の責に任ず。若し十日を過ぎ出貨せざる場合は囤積費用として百石に付き現大洋六元を申受け、腐敗等の場合は買主の責任とす。

一、委託に依り大豆其他の糧穀を囤積する場合は三、九、十二月の各十五日を期限として、毎百石に付き保管料として現大洋六元を申受け。唯六月十五日は毎百石に付き保管料現大洋十元とす。

一、大豆雜穀等の賣委託を受けたる場合三、六月十五日を期限として出貨せざる場合は九八扣斗を爲す。若し乾燥手續を爲す場合は九五扣斗を爲す。

一、委託を受け囤積せる各種糧穀を賣る場合の手数料は價格の一分五厘とし、運送費は客の負擔とす。

一、他地よりの賣委託を受け先づ貨物を發送して囤積となし、然る後に貨車賣買を爲す時は九八扣斗とし、毎百石に付き掛量料として現大洋四元を申受け。若し貨主麻袋のまま保

管を望む場合は保管者缺斤の責に任せず、保管料として一車に付き現大洋十元を申受け。

一、他地よりの來貨を一度院内に入れて保管する場合、出貨の時は九八扣斗とし、尙一石に付き現大洋五分の一時預料を徴す。若し麻袋より出して撒積にて保管する場合は百袋に付き苦力賃現大洋二元を徴す。若し又直ちに驛出しを爲す場合は一車に付き苦力賃四元を徴す。

一、委託に依り馬車卸物又は囤物を買付けて保管する場合は客自ら保険に附するを要す。客若し保険費を省く爲に之を爲さず不測の災あるも保管者其の責に任せず。

一、委託に依り驛出せる糧穀に覆を爲す時は蓆子代及び工賃として三月十五日迄は六元、六月十五日迄は八元、九月十五日迄は十元、十二月十五日迄は四元を徴す。覆後直ちに發送する場合は一期分として計算す。尙客若し自己の蓆子を所有する場合は苦力を雇備して自ら爲すも可なり。

一、豆油賣買の委託を受ける場合は大箱ならば現大洋三角、小

箱又は大簾は一角五分、四百斤入りの小簾ならば一角の手数料を申受け。

一、委託に依り豆油を受取り直ちに發送せずして客自ら之を賣出す爲に保管を依頼される場合は、一時預料として大箱三角小箱又は大簾は二角、小簾は一角を申受け。

一、委託に依り粒鹽を受取る場合は手数料現大洋五分、若し院内に入れず直ちに他地に發送する場合は一車に付き扱料現大洋六元を申受け、運送費其他の費用は客の負擔とす。

一、委託に依り麻袋を取扱ふ場合、本棧の貨物の爲のものは無手数料とし、若し更に他に送る場合は百袋に付き手数料三角とし、運送費其他は客の負擔とす。

一、麻袋斤量は大背筋麻袋二斤、小青筋麻袋一斤十二兩とす。(一・七五斤)

一、委託に依り雜貨を受取る場合は扱料現大洋二角、馬車賃一角とす。

一、委託に依り豆油を賣買する時は蘇秤に依つて取引を爲し、

院内渡しとし口詰費は客の負擔とす。

一、豆油の保管を委託せられる場合は六月及九月を期限とし、

若し期限に至るも出貨せざる場合は九七五扣秤とす。

一、豆油、粒鹽の賣買委託を受くる場合の手数料は價額の三分とす。

一、豆粕の保管を委託される場合は保管料千枚に付き三、九、

十二月一日は現大洋五元、六月一日は八元を徴す。

一、豆油の保管を委託される場合は保管料千枚に付き三、九、

十二月一日は現大洋三元、六月一日は五元とす。

一、粳、稻米の精米を委託される場合は精米費以外に扱料として現大洋十元を申受く。

一、雜貨、煙麻、山貨等の賣買を委託される場合の手数料は價額の三分とす。

一、保管中の貨物を期限前に出貨する場合は一日一車の割合に依つて出貨するものとす。若し期限後に殘數あらば其部分に對してのみ規程の保管料を申受く。

但し糧棧の責任に依つて出貨を遅延したる部分は此の限りに非らず。

一、小口貨物の發受を委託されたる場合は、雜貨たると糧穀たるとを問はず、秤量費及夜警料百斤に對する現大洋五分は客の負擔とす。

一、小口糧穀の發送を委託されたる場合は一袋に付き苦力賃現大洋三分を申受く。運送費は客の負擔とす。

一、大豆驛出しを委託されたる場合は一貨車に付き夜警料現大洋一元、秤量費六角、稅票檢査料一元を申受く。

一、委託に依り貨物の下に枕木を敷く場合は一貨車現大洋六元とし、道木の場合は二元とす。

一、糧穀其他貨物取扱ひの爲止宿する客よりは店費として一日現大洋八角を申受く。

一、客の麻袋を保管する場合夏を過ぎたる時は百袋に付き保管料現大洋五角を申受く。鼠食ひあるも客の負擔とす。

中華民國十九年

六、哈爾濱糧業貨物廠子公議行規

第一條 委託を受けて先物及び河豆を買付ける場合の手数料は價額の二分とす。沿線及び本埠の現物を買付ける場合の手数料は一分とす。

現物及先物の賣委託の場合の手数料は舊規程に依り辦理す。

第二條 客の糧穀は自ら蓆子を用意して之に覆ひを爲すを要す

若し蓆子を有せざる者は左の費用に依り糧棧之を行ふ。

第三條 客糧穀を廠子に入れ、覆を要する場合之を有せざれば

一袋に付き哈大洋五分を申受けて糧棧之を爲す。

若し長期間存置するものは舊曆二、五、八、十一月の一日に

更に覆代を計算す。

第四條 八區廠子に客の糧穀を保管する場合は二、五、八、十

一月一日に保管料を計算す。

毎計算日の五日前に持込みたるものは其期保管料を免除す。

毎計算日後五日以内に出貨するもの亦同じ、但し六日を過ぎ

主要各地糧業交易章程

れば規程通り申受け拂戻しを爲さず。

第五條 客の雜穀を保管する場合乾燥費及麻糸代等は客の負擔とす。

第六條 入廠後五日以内に出貨するものに對しては覆費及び左の規程に依り一時預料のみを申受く。若し該店に委託して賣卸するものは一時預料は申受けず。但し覆費は之を免除せず

第七條 近來物價騰貴の傾向に在るを以つて、糧業同人決議を爲し、民國十四年舊九月十五日より滞在客より店費として哈大洋八角を申受く。

第八條 客の委託を受けて糧穀又は雜貨を保管するに際し、若し覆の不備に依つて雨漏等の顯氣を受けたる場合は糧棧之を賠償す。但し淋雨に依り埽底より受ける顯氣及び意外の火事等に依る損失は此の限りに非ず。

第九條 本廠に保管する糧貨にして他廠に委託して賣却するものは一時預料は半額を申受く。

第十條 以上行規にして不足又は事宜に適せざるものある場合

は隨時會議を開いて補修す。

各廠子の一時預料左の如し(哈大洋單位)

小 麥	一袋	五分	大 豆	一袋	五分
小 米	同	五分	迷元米(餅粟)	同	五分
芸豆(隱元豆)	同	五分	莞 豆(豌豆)	同	五分
吉 豆	同	五分	芝 麻	同	一角
梗 米	大袋	一角	粳 米	小袋	二分五
谷 子	一袋	三分	紅黑蓬子(稻黍)	一袋	三分
大 麥	同	三分	高 粱	同	三分
苞 米	同	三分	荻 麥(油麥)	同	三分
芥大麥(燕麥)	同	三分	高 粱 米	同	四分
苞米查子	同	四分	麻 米 子	同	三分
大 花 生	同	五分	松 米 子	同	四分
豆 油	大箱	一角五	豆 油	小箱	一角
豆 油	一桶	二分	豆 粕	一布度	一分
麻 袋	百枚	一角	麻 袋	一捆	二角五

麻袋(通過物)	一捆	一角	雜 貨	大箱	一角五
雜 貨	小箱	一角	草 蓆	一捆	一角

中華民國十四年十月

附 哈爾濱の苦力賃(貨幣單位哈爾濱大洋)

裝火車(貨車積込費)	千布度ニ付	四・〇〇
卸火車(貨車卸費)	千布度ニ付	四・〇〇
縫双口(千鳥縫の口縫賃)	百袋ニ付	〇・八〇
縫單口(一重口縫賃)	同	〇・五〇
串袋過小秤(麻袋を詰代へて一袋宛檢斤)	同	三・〇〇
過大秤(二袋以上一度に檢斤)	同	三・〇〇
過大秤上埥(過大秤後に埥に積上げる)	同	四・〇〇
串袋過大秤上埥(詰代へ秤つて積上げる)	同	四・〇〇
搗抗上埥(埥に積上げる)	同	一・二〇
碼垛費(高さ六袋宛麻袋を積上げる)	同	一・二〇
碼保管埥(混保検査を受ける爲に併列する)	同	二・〇〇
出風過小秤(箕に掛け選別し一袋づゝ檢斤)	同	六・〇〇

出風過小秤上埥(夾雜物を除き檢斤して埥に積む)同 七・〇〇

打風車過小秤上埥(筒を用ひて選別し檢斤して積む)同 六・〇〇

挑選麻袋(麻袋を選り分け數へる) 同 〇・二〇

七、安達站糧商同業會公訂糧穀簡章

一、集市大豆の買付委託を受ける場合は一石十四布度二として貨物を引渡す。

但し本條は毎年新穀出廻期に至つて其の標準を規定すべし

一、集市大豆及び小麥の買付委託を受ける場合は手数料として價額の一分五厘を申受け、雜穀の場合は二分とす。

若し大口と爲して轉賣する場合は更に賣却手数料として價額の一分を申受け。

一、現物貨車物の買委託を受ける場合は價額の一分とす。若し之を轉賣する場合は更に一分の手數料を申受け。

一、他地よりの來貨の賣委託を受ける場合は手数料として、價額の一分五厘を申受け。檢斤料、麻袋詰換費、貨車積賃、

主要各地糧業交易章程

特別區捐等の費用は客の負擔とす。

若し賣却せずして他に發送する場合は一時預料として千布度に付き哈大洋十元を申受け。

一、先物の買委託を受ける場合の手續料は價額の二分とす。

一、先物の賣委託を受ける場合の手續料は價額の三分とす。

一、委託に依り貨車單位の既に檢斤して麻袋詰せる糧穀を買付けたる場合は、何時賣却するを問はず其の減量は客の負擔とす。若し馬車卸小口糧穀の買付を委託されたる場合は麻袋は客自ら準備するを要し、尙檢斤費、圓作製費及其後の賣却或は運送等の費用は客の負擔とす。

一、委託を受けて客の糧穀を保管する場合、舊曆二月十五日に至り客若し麻袋を準備せざる場合は糧棧より之を貸與し每百袋に付哈大洋五元の貸賃料を申受け。

保管料は二、五、八、十一月の四季に分ちて申受け一季千布度に付哈大洋五元とす。

又若し客覆を準備せざる時は千布度に付每季十元の苦蓆費

を申受く。

更に春となり春風除るに至る頃は缺斤を免れざるを以て二月十五日より四月末の期間は九八扣に按じて減量を爲す。五月一日より六月十五日に至る期間に濡豆を生ぜざる場合は再び減量は爲さざるも、若し濕潤となる場合は四月一日に會議を開いて規定す。

一、委託に依り糧穀を保管し圍を作る場合は圍費用及び預料として千布度に付十五元を申受く。圍の上部への注入苦力賃麻袋詰賃等の費用は客の負擔とす。

一、先物の買委託を受くる場合、客は期日前に麻袋及麻糸の準備を要す。代理店廠子よりの積出し、貨車積費及び警指等は賣主の負擔とす。

一、委託に依り現物先物糧穀を買付け、二週間以内に貨車積を爲さざる時は代理店に持込む運送費其他の費用は客の負擔とす。

一、委託に依り保管する糧穀が夏季に至り雨漏、溢漏等の事情

あれば糧棧其の責に任ず。

但し覆不足なるか又は覆代の支拂を爲さざるものは此の限りに非ず。

尙又火災及意外の事變に依る損失は客の負擔とす。但し火災保險に附しあるものは此の限りに非ず。

一、麻袋の風袋は新麻袋二斤半、舊麻袋三斤として布度制に依り計算す。

一、委託に依り交易所に於て糧穀を賣買する場合は價額の七厘五毛の手数料を申受く。若し期日に至りて受渡を爲す者は價額の一分二厘五毛を手数料として申受く。尙又信託會社を通じて第三者と受渡を爲す場合も賣買に應じて手数料を申受く。

一、客若し糧棧に對し江帖を借る場合は哈大洋百元に相當する額に至る毎に大洋に切替ふるを要す。而して其の場合の手数料は千元に付き二百吊とす。但し江帖の預金ある場合は客の隨意とす。

一、委託に依り大洋を賣買する場合は千元に付き二百吊の手数料を申受く。但し哈爾濱よりの委託は該地に於て既に支出するを以て再び之を申受けず。

一、委託に依り他地よりの來貨を受取り、本地に於て賣却せずして更に其他の土地に發送する場合は扱料として千布度に付五元を申受く。

但し前項の場合一ヶ月以上を經過する時は手数料は十元とす。

一、交易所に於て空賣買を爲し、期日に至り差金のみにて決済を爲す場合も手数料は規定通り申受く。

一、委託に依り先物大豆を賣り、期日に至るも糧棧は麻袋を貸與せず。

一、客糧棧に滞在し糧穀を賣買する場合、其の賣買の多少を論ぜず毎日一人に付大洋八角の店費を申受く。

但し計算は三節季に於て之を爲す。

一、本街の糧業交易は賣買成立の日より二週間以内に受渡を爲

主要各地糧業交易章程

すを要す。期日に至りて引取らざる時は糧業會に其の理由を報告すべし。賣主引渡せざる理由ある時亦同じ。而して其の是非は會に於て表決すべし。但し二月十五日以後は此の限りに非ず。一、本簡章は糧商全體の議決を経たるものなるを以て必ず遵守すべきものである。若し客に對して各種の費用を割引するが如き者は罰金大洋五百元を徴すべし。而して此種罰金は糧業公會の經費に充當す。

但し聯號及資本主に對しては此の限りに非ず。

一、各糧商の中毎月二軒宛が輪番に事務を執行す。

一、運送許可證千布度に付大洋一角は買主の負擔とす。

一、本章程は民國十七年陽三月六日より之を實行す。

附 安達站の苦力賃(貨幣單位哈爾濱大洋)

頭號裝車(一號廠子よりの貨車積込) 一車ニ付 三・〇〇

貳號裝(車二號廠子よりの貨車積込) 同 四・〇〇

過小秤(單口在內)(一袋宛の檢斤一重口縫を含む)同 三・三〇

縫雙口(麻袋口千鳥縫貨)	千布度ニ付 一・七〇	頭號裝車豆餅(一號廠子より豆粕積込)	一車ニ付 三・〇〇
搗、串、貫袋(麻袋より明ける、詰め代へる、詰める)	百袋ニ付 一・一〇	貳號裝車豆餅(二號廠子より豆粕積込)	同 四・〇〇
搗上塚(塚に積み上げる)	同 一・七〇	封鐵牛(三、〇〇〇布度無蓋貨車の覆料)	一・四〇
交織過號(受渡しに際し他人の廠子を横ぎる時)同每號	一車ニ付 二・七〇	封埃(塚の覆料)	一車ニ付 〇・六〇
過大秤(二袋以上一度に檢斤)	同 一・一〇〇	卸頭號蓆子、伴子、大伴子、麻袋(一號廠子の貨車卸し)	同 四・〇〇
過篩(篩にかけて選別する)	同 一・一〇〇	碼保管(混保検査品併列)	三百五十袋ニ付 三・三〇
打風車(箒を利用して夾雜物を除く)	同 一・一〇〇	坐 圓(圓を作る作業)	百袋ニ付 二・三〇
搗、串、貫袋在內	搗、串、貫袋を含み、雙口を含まず	卸馬車倒袋(馬車卸の際の麻袋口開貨)	一袋ニ付 (官) 九吊
雙口在外	百袋ニ付 一・七〇	卸馬車(馬車よりの卸料)	同 (官) 七吊
倒堆(撒積穀物を混ぜる)	一車ニ付 九・〇〇	卸馬車散包(馬車卸に際し撒で来たものを蓆子の上に流す)	一袋ニ付 (官) 十二吊
出風過小秤(箕にて選別し一袋宛檢斤)	搗、串、貫袋を含み、雙口を含まず	卸馬車過秤(馬車卸を爲し檢斤する)	同 (官) 十三吊
搗、串、貫袋在內			

昭和六年二月二十日印刷
昭和六年二月二十五日發行

定價金七拾五錢

編輯兼 佐 田 弘 治 郎
南滿洲鐵道株式會社總務部調査課

發行人 高 瀨 又 五 郎
大連市吉野町三十四番地

印刷所 松 浦 屋 印 刷 所
大連市吉野町三十四番地

發行所 南滿洲鐵道株式會社

取次販賣所

大連市紀伊町九十一番地
社團 中日文化協會
法人

145
174

終